



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年3月29日金曜日 第496号

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事課) ... 186
愛媛県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則.....	(税務課) ... 187
漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則.....	(自然保護課) ... 193
愛媛県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則.....	(保健福祉課) ... 199
医療法施行細則の一部を改正する規則.....	(医療対策課) ... 199
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....	(健康増進課) ... 214
児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則.....	(男女参画・子育て支援課) ... 227
愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	(障がい福祉課) ... 238
生活保護法施行細則等の一部を改正する等の規則.....	(長寿介護課) ... 239
愛媛県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則.....	(") ... 241
愛媛県林業・木材産業改善資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則.....	(林業政策課) ... 244
漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則の一部を改正する規則.....	(漁港課) ... 244
愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則.....	(都市計画課) ... 251
愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則.....	(建築住宅課) ... 253
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	(会計課) ... 254

告 示

指定納付受託者の指定.....	(総務管理課) ... 264
水質環境基準水域類型の指定.....	(環境・ゼロカーボン推進課) ... 264
医療機関の指定.....	(保健福祉課) ... 264
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ... 264
指定医療機関の辞退.....	(") ... 265
指定医療機関の再開の届出.....	(") ... 265
医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定.....	(") ... 265
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(") ... 265
指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出.....	(") ... 265
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ... 266
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	(") ... 266
指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出.....	(") ... 266
知事指定薬物の指定の失効.....	(薬務衛生課) ... 266
愛媛県売春防止対策本部設置規程の廃止.....	(男女参画・子育て支援課) ... 267
愛媛県立さつき寮運営規程の一部改正.....	(") ... 267
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧(2件).....	(農地整備課) ... 267
愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正(2件).....	(森林整備課) ... 268
保安林予定森林.....	(") ... 275
保安林の指定.....	(") ... 275
くろまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量.....	(水産課) ... 275
くろまぐろ(大型魚)に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量.....	(") ... 275
するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量.....	(") ... 275
指定納付受託者の告示.....	(土木管理課) ... 276
愛媛県工事検査規程の一部改正.....	(審査課工事検査室) ... 276
指定障害児通所支援事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課) ... 277
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ... 277
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	(") ... 277
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	(中予地方局農村整備第一課) ... 277
道路の区域変更(県道中山砥部線外).....	(中予地方局管理課) ... 278
道路の供用開始(県道中山砥部線外).....	(") ... 278
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ... 278
道路の区域変更(県道大洲野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ... 278
道路の供用開始(県道大洲野村線).....	(") ... 279

道路の区域変更（一般国道378号）.....（南予地方局西予土木事務所）... 279
 道路の供用開始（一般国道441号）.....（ " ）... 279

公 告

農業振興地域の指定の変更.....（農政課農地・担い手対策室）... 280

教育委員会規則

愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則.....（保健体育課）... 280
 愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則.....（高校教育課）... 280

教育委員会訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課教職員厚生室）... 281

教育委員会公告

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について.....（義務教育課）... 286

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 287

公安委員会告示

取消処分者講習に係る指定講習機関の指定.....（警察本部運転免許課）... 288

県議会告示

情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例施行規程.....（議会事務局）... 288
 議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の廃止.....（ " ）... 289

公営企業管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 290
 愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局県立病院課）... 290

雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....（消防防災安全課）... 291
 消防設備士試験の実施に関する公示.....（ " ）... 292
 愛媛海区漁業調整委員会指示（9件）.....（水産課）... 293

正 誤

令和3年3月26日付け第192号外2愛媛県規則第27号（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則）中.....（長寿介護課）... 295

規 則

○愛媛県規則第14号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 省略 愛媛県精神医療審査会委員 感染症対策連携協議会委員 省略 省略 </div>	<p>別表（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 省略 愛媛県精神医療審査会委員 省略 <u>愛媛県農業共済保険審査会委員</u> 省略 </div>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第15号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p>	<p style="text-align: center;">（県税の収納の委託基準）</p> <p>第9条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通地方公共団体の公金又はこれに類する経費の取扱いについて実績を有すること。</p> <p>(2) 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足りる事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。</p> <p>(3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関又は指定代理金融機関に払い込むことができ、かつ、収納の状況を正確に記録し、県の求めに応じ、必要な報告を行うことができること。</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p>

第12号様式から第14号様式までを次のように改める。

第12号様式（第1条関係）

（県民税額決定（変更）報告書）

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度県民税額決定（変更）報告書

1 納税義務者数

区 分		均等割のみ ①	均等割及び 所得割 ②	合計 ①+②=③	森林環境税
納 税 義 務 者 数	普通徴収				
	特別徴収				
	計				

2 県民税及び市町村民税並びに森林環境税の額

区 分	県 民 税		市 町 村 民 税		合 計		森 林 環 境 税	
	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収
均 等 割								
うち超過課税分								
所 得 割								
小 計								
退職所得の所得割								
計								
本年度課税における翌年度収入								
翌年度課税における本年度収入								
課 税 額 計								
退職所得を除く課税額								

課 税 額 合 計								
あ ん 按 分 率	令和6年度以後課税分							
	令和5年度以前課税分							

備考1 「森林環境税」欄は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に規定する森林環境税の決定（変更）額を記載すること。

2 「<sup>あ
ん</sup>按分率」欄は、この報告書を提出する月に県に払い込む県民税に係る徴収金の額の算定に適用した<sup>あ
ん</sup>按分率又は特定<sup>あ
ん</sup>按分率を記載すること。

年 月 日

愛媛県知事 様

市町長

年度県民税滞納状況報告書

区 分	県民税滞納状況										市町村民税 滞納相当額	森林環境税 滞納相当額	
	県民税 滞納額	合計 件数	徴収 猶予額	件数	換価 猶予額	件数	執行 停止額	件数	その他	件数			
現 年 課 算 分	本 税												
	加 算 金												
	過少申告加算金												
	不申告加算金												
滞 納 繰 越 分	重 加 算 金												
	計												
	本 税												
	加 算 金												
あ ん 按 分 率	過少申告加算金												
	不申告加算金												
あ ん 按 分 率	重 加 算 金												
	計												
あ ん 按 分 率	令和6年度以後課税分												
	令和5年度以前課税分												

備考1 件数は、普通徴収に係るものは1納税者、特別徴収に係るものは1特別徴収義務者を1件とすること。

2 「森林環境税滞納相当額」欄は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に規定する森林環境税の滞納相当額を記載すること。

3 「^{あん}按分率」の欄は、この報告書を提出する月に県に払い込む県民税に係る徴収金の額の算定に適用した^{あん}按分率又は特定^{あん}按分率を記載すること。

第14号様式（第1条関係）

（市町村民税欠損処分状況報告書）

第 号
年 月 日

愛媛県 地方局長様

市町長

市 町 村 民 税 欠 損 処 分 状 況 報 告 書

区 分	市 町 村 民 税				県 民 税		森 林 環 境 税	
	件 数	税 額	処 分 年 月 日	理 由	件 数	税 額	件 数	税 額
年度								
年度								
年度								
年度								

備考1 理由の異なるごとに別欄に記載すること。

2 滞納処分の停止後3年経過、時効完成以外を理由とするものについては、納税義務者ごとの内訳を記載した付表を添付すること。

3 「森林環境税」欄は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に規定する森林環境税の欠損処分状況を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則様式第12号から様式第14号までの規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和5年度以前の年度分の個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第16号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県県立自然公園条例施行規則(昭和34年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第17条 条例第21条第9項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(7)の2 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(搭載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8)～(21)の5 省略</p> <p>(21)の6 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(21)の7～(25) 省略</p> <p>(25)の2 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(25)の3～(33) 省略</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第17条 条例第21条第9項第5号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(7)の2 <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。</p> <p>(8)～(21)の5 省略</p> <p>(21)の6 <u>漁港漁場整備法</u> 第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(21)の7～(25) 省略</p> <p>(25)の2 <u>漁港漁場整備法</u> 第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。</p> <p>(25)の3～(33) 省略</p>

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p>

ア・イ 省略

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)～(カ) 省略

(キ) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ク)～(ム) 省略

エ・オ 省略

(2)～(14) 省略

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア～ウ 省略

エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第21条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第26条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築をすること。

オ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

カ～ネ 省略

(2)～(9) 省略

(10) 知事が指定する湖沼及びその周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼又はこれに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～カ 省略

キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 省略

(11) 省略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ～ケ 省略

(13) 省略

ア・イ 省略

ウ 次に掲げる工作物

当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア)～(カ) 省略

(キ) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設

(ク)～(ム) 省略

エ・オ 省略

(2)～(14) 省略

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア～ウ 省略

エ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、特別地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であつて条例第21条第4項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第26条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）を改築し、又は増築をすること。

オ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

カ～ネ 省略

(2)～(9) 省略

(10) 知事が指定する湖沼及びその周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼又はこれに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出することであつて次に掲げるもの

ア～カ 省略

キ 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ク～サ 省略

(11) 省略

(12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第63条第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為

イ～ケ 省略

(13) 省略

(愛媛県自然海浜保全条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(届出等があつたとみなされる行為)</p> <p>第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める法令の規定に基づく許可等又は届出等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可(同法第65条の規定により同項の規定による許可とみなされるものを含む。)</u>及び同法第39条第4項の規定による協議</p> <p>(5)～(10) 省略</p>	<p>(届出等があつたとみなされる行為)</p> <p>第6条 条例第5条第3項に規定する規則で定める法令の規定に基づく許可等又は届出等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号)第37条第1項又は第39条第1項の規定による許可及び同条第4項 _____ の規定による協議</p> <p>(5)～(10) 省略</p>																								
<p>(届出等の対象とならない行為)</p> <p>第8条 条例第5条第4項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)</u>を改築すること。</p> <p>(4) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</u></p> <p>(5)～(24) 省略</p> <p>(25) <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</u></p> <p>(26)～(37) 省略</p>	<p>(届出等の対象とならない行為)</p> <p>第8条 条例第5条第4項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>漁港漁場整備法</u> 第3条第1号に掲げる施設又は同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)を改築すること。</p> <p>(4) <u>漁港漁場整備法</u> _____ の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>(5)～(24) 省略</p> <p>(25) <u>漁港漁場整備法</u> _____ 第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(26)～(37) 省略</p>																								
<p>別記様式(第4条関係) 自然海浜保全地区内行為届出書</p> <p>別記様式(その1)</p>	<p>別記様式(第4条関係) 自然海浜保全地区内行為届出書</p> <p>別記様式(その1)</p>																								
<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法令による手続の進 捗状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—	省略			関係法令による手続の進 捗状況			省略			<table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法令による手続の進 捗状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟	省略			関係法令による手続の進 捗状況			省略		
省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—																							
省略																									
関係法令による手続の進 捗状況																									
省略																									
省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟																							
省略																									
関係法令による手続の進 捗状況																									
省略																									
<p>注 1 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>	<p>注 1 不要の文字は、抹消すること。</p> <p>2 記名押印に代えて署名することができる。</p> <p>3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>																								
<p>別記様式(その2)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法令による手続の進 捗状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—	省略			関係法令による手続の進 捗状況			省略			<p>別記様式(その2)</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名</td> <td>㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係法令による手続の進 捗状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟	省略			関係法令による手続の進 捗状況			省略		
省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—																							
省略																									
関係法令による手続の進 捗状況																									
省略																									
省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟																							
省略																									
関係法令による手続の進 捗状況																									
省略																									

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その3）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—
省略		
関係法令による手続の進 捗状況		
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。

- 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- 「備考」欄には、当該行為が鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、その施業案の概要を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その4）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—
省略		
関係法令による手続の進 捗状況		
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。

- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その5）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—
省略		
関係法令による手続の進 捗状況		
省略		

注 1 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。

- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その6）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	—
省略		
関係法令による手続の進 捗状況		
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その3）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		
関係法令による手続の進 ちよく状況		
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。

- 記名押印に代えて署名することができる。
- 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- 「備考」欄には、当該行為が鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、その施業案の概要を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その4）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		
関係法令による手続の進 ちよく状況		
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。

- 記名押印に代えて署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その5）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		
関係法令による手続の進 ちよく状況		
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

- 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式（その6）

省略	氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		
関係法令による手続の進 ちよく状況		
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第5(第7条、第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可を要する行為</p> <p>4~18 省略</p> </div>	<p>別表第5(第7条、第10条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第39条第1項の規定による許可を要する行為</p> <p>4~18 省略</p> </div>

(愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例施行規則(平成20年愛媛県規則第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ~ヒ 省略</p> <p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア~カ 省略</p> <p>キ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特定希少野生動植物保護区が指定された際現に同法第66条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第41</p>	<p>(捕獲等の禁止の適用除外)</p> <p>第5条 条例第12条第2号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 個体の保護のための移動又は移植を目的として当該個体の捕獲等を行うことであって、次に掲げる行為に伴うものであること(あらかじめ知事に届け出たものに限る。)</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、又は管理すること。</p> <p>エ 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置し、又は管理すること。</p> <p>オ~ヒ 省略</p> <p>(特定希少野生動植物保護区における許可を要しない行為)</p> <p>第13条 条例第20条第6項第2号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであって次に掲げるもの</p> <p>ア~カ 省略</p> <p>キ 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イからハまで、ル若しくはヲに掲げる施設(同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。)、特定希少野生動植物保護区が指定された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第20条第1項の規定による許可を受けて設置されたもの(条例第41</p>

条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

ク 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ 省略

サ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ 省略

(2)～(6) 省略

(7) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

ア 省略

イ 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク 省略

(8)～(10) 省略

(国等に関する協議の適用除外等)

第23条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 条例第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、次に掲げるとき。

ア・イ 省略

ウ 条例第20条第1項第9号に掲げる行為をする場合であって、次に掲げるとき。

(ア) 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。

(イ)～(カ) 省略

エ～カ 省略

(3) 省略

2 省略

条第2項の規定による協議に係るものを含む。)を改築し、又は増築すること。

ク 漁港漁場整備法 第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。

ケ・コ 省略

サ 漁港漁場整備法 第6条の3第1項に規定する漁港漁場整備長期計画に基づく沿岸漁業に係る魚礁の設置若しくは水産動植物の増殖場及び養殖場の造成若しくは沿岸漁場の保全に関する事業又は沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第6条第1項に規定する基本方針若しくは同法第7条の2第1項に規定する基本計画に基づく水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。

シ～ヤ 省略

(2)～(6) 省略

(7) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為であって、次に掲げるもの

ア 省略

イ 漁港漁場整備法 第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。

ウ～ク 省略

(8)～(10) 省略

(国等に関する協議の適用除外等)

第23条 条例第41条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 省略

(2) 条例第20条第1項の許可を受けるべき行為に該当する行為をする場合であって、次に掲げるとき。

ア・イ 省略

ウ 条例第20条第1項第9号に掲げる行為をする場合であって、次に掲げるとき。

(ア) 漁港漁場整備法 第6条第1項から第4項までの規定により指定された漁港の区域の管理又は調査のために、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させるとき。

(イ)～(カ) 省略

エ～カ 省略

(3) 省略

2 省略

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(46) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(46) 省略</p> <p>(47) 愛媛県自然海浜保全条例施行規則(昭和55年愛媛県規則第5</p>

項	左 欄	右 欄
1 ~ 15	省略	
16	法第69条の2第2項の報告	医療法人経営情報等報告書（様式第42号の2）
17	法第70条の8第3項の確認の請求	地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書（様式第42号の3）
18	法第70条の15において準用する法第55条第8項の届出	地域医療連携推進法人解散届出書（様式第42号の4）
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	省略	
29	省略	

様式第1号（第2条、様式第23号関係） 社会医療法人認定申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第1号の2（第2条関係） 実施計画認定申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第2号（第2条関係） 病院（診療所）開設許可申請書

省略	開設者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	—
省略			

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第3号（第2条関係） 診療所病床設置許可申請書

項	左 欄	右 欄
1 ~ 15	省略	
16	法第70条の8第3項の確認の請求	地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書（様式第42号の2）
17	法第70条の15において準用する法第55条第8項の届出	地域医療連携推進法人解散届出書（様式第42号の3）
18	省略	
19	省略	
20	省略	
21	省略	
22	省略	
23	省略	
24	省略	
25	省略	
26	省略	
27	省略	
28	省略	

様式第1号（第2条、様式第23号関係） 社会医療法人認定申請書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第1号の2（第2条関係） 実施計画認定申請書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第2号（第2条関係） 病院（診療所）開設許可申請書

省略	開設者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	㊟
省略			

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第3号（第2条関係） 診療所病床設置許可申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注1 省略

2 省略

様式第4号（第2条関係） 助産所開設許可申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注

1 省略

2 省略

3 省略

様式第5号（第2条関係） 地域医療支援病院名称承認申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注

1 省略

2 省略

様式第6号（第2条、第3条関係） 病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者（管理者）	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注 省略

様式第7号（第2条、様式第2号、様式第28号関係） 病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書

省略	開設者	住所	
		氏名	—
省略			

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第4号（第2条関係） 助産所開設許可申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

様式第5号（第2条関係） 地域医療支援病院名称承認申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

2 省略

3 省略

様式第6号（第2条、第3条関係） 病院（診療所）専属薬剤師設置免除許可申請（通知）書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
開設者（管理者）	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 開設者（法人を除く。）又は管理者は、記名押印に代
えて署名することができる。

様式第7号（第2条、様式第2号、様式第28号関係） 病院（診療所・助産所）開設者管理免除許可申請書

省略	開設者	住所	
		氏名	㊟
省略			

注1 省略

2 省略

様式第8号(第2条関係) 病院(診療所・助産所)管理者兼任許可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注1 省略

2 省略

様式第9号(第2条関係) 地域医療支援病院業務報告書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者(管理者)	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第10号(第2条関係) エックス線装置設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第11号(第2条関係) 診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第8号(第2条関係) 病院(診療所・助産所)管理者兼任許可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第9号(第2条関係) 地域医療支援病院業務報告書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者(管理者)	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注1 省略

2 開設者(法人を除く。)又は管理者は、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

7 省略

様式第10号(第2条関係) エックス線装置設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第11号(第2条関係) 診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第12号(第2条関係) 診療用放射線照射装置設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者 氏名	—
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第13号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第13号(その1) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第4号に該当する場合)

省略	住所
管理者 氏名	—
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第13号(その2) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第5号に該当する場合)

省略	住所
管理者 氏名	—
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第14号(第2条関係) 診療用放射線照射器具使用予定届出書

省略	住所
管理者 氏名	—
省略	

注1 省略

2 省略

様式第15号(第2条関係) 放射性同位元素装備診療機器設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者 氏名	—
省略	

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第12号(第2条関係) 診療用放射線照射装置設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者 氏名	— (印)
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第13号(第2条関係) 診療用放射線照射器具設置(変更・廃止)届出書

様式第13号(その1) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第4号に該当する場合)

省略	住所
管理者 氏名	— (印)
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第13号(その2) (医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条第5号に該当する場合)

省略	住所
管理者 氏名	— (印)
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第14号(第2条関係) 診療用放射線照射器具使用予定届出書

省略	住所
管理者 氏名	— (印)
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第15号(第2条関係) 放射性同位元素装備診療機器設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者 氏名	— (印)
省略	

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第16号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	_____

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第17号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	_____

注1 省略

2 省略

様式第18号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	_____

注1 省略

2 省略

様式第18号の2(第2条関係) 実施計画変更認定申請書

省略	代表者の氏名
省略	_____

注 省略

様式第19号(第2条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の2関係) 医療法人設立認可申請書

省略	住所
申請者	氏名
省略	_____

注

1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第20号(第2条、様式第19号、様式第23号関係) 医療法人理事数特例認可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
申請者	氏名(法人にあっては、

様式第16号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置(変更・廃止)届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	_____ (印)

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第17号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)使用予定届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	_____ (印)

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第18号(第2条関係) 診療用放射性同位元素(陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止後措置届出書

省略	住所
管理者	氏名
省略	_____ (印)

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第18号の2(第2条関係) 実施計画変更認定申請書

省略	代表者の氏名
省略	_____ (印)

注 省略

様式第19号(第2条、様式第20号、様式第22号、様式第22号の2関係) 医療法人設立認可申請書

省略	住所
申請者	氏名
省略	_____ (印)

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第20号(第2条、様式第19号、様式第23号関係) 医療法人理事数特例認可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
申請者	氏名(法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)	—
省略	

注 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)又は医療法人(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第23号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 理事を1人又は2人とするに關する手続を経たことを証する書類
- (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第22号(第2条、様式第19号関係) 医療法人管理者理事特別認可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 定款又は寄附行為に定められた理事の選出に關する手続を経たことを証する書類
- (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第22号の2(第2条、様式第19号関係) 医療法人理事長特別認可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

名称及び代表者の氏名)	㊟
省略	

注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)又は医療法人(地域医療連携推進法人)定款(寄附行為)変更認可申請書(様式第23号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 理事を1人又は2人とするに關する手続を経たことを証する書類
- (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第22号(第2条、様式第19号関係) 医療法人管理者理事特別認可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)までに掲げる書類は、医療法人設立認可申請書(様式第19号)と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 定款又は寄附行為に定められた理事の選出に關する手続を経たことを証する書類
- (3) 医療法人の開設する病院、医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第22号の2(第2条、様式第19号関係) 医療法人理事長特別認可申請書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	

注1 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)から(4)まで

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 定款又は寄附行為に定められた理事長の選出に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 理事長に選出しようとする理事の就任承諾書及び履歴書
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第23号（第2条、様式第1号、様式第20号関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更認可申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第24号（第2条関係） 医療法人解散認可申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第25号（第2条関係） 医療法人合併認可申請書

省略	代表者の氏名	—
省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第25号の2（第2条関係） 医療法人分割認可申請書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第25号の3（第2条関係） 地域医療連携推進法人解散認可申請書

省略	代表理事の氏名	—
省略		

注 省略

様式第25号の4（第2条関係） 地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書

省略	代表理事の氏名	—
省略		

注 省略

様式第25号の5（第2条関係） 地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書

省略	代表理事の氏名	—
省略		

に掲げる書類は、医療法人設立認可申請書（様式第19号）と併せて提出する場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 定款又は寄附行為に定められた理事長の選出に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 理事長に選出しようとする理事の就任承諾書及び履歴書
- (4) 役員名簿
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第23号（第2条、様式第1号、様式第20号関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更認可申請書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第24号（第2条関係） 医療法人解散認可申請書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第25号（第2条関係） 医療法人合併認可申請書

省略	代表者の氏名	㊟
省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第25号の2（第2条関係） 医療法人分割認可申請書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第25号の3（第2条関係） 地域医療連携推進法人解散認可申請書

省略	代表理事の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第25号の4（第2条関係） 地域医療連携推進法人代表理事選定認可申請書

省略	代表理事の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第25号の5（第2条関係） 地域医療連携推進法人代表理事解職認可申請書

省略	代表理事の氏名	㊟
省略		

様式第26号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）開設許可事項
変更許可申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
省略	

注 1 省略

2 省略

様式第27号（第3条関係） 診療所病床設置許可事項変更許可申請
書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
省略	

注 知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第28号（第3条関係） 開設届出書

様式第28号（その1）

省略	住所
開設者	氏名
省略	

注

1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第28号（その2）

省略	住所
開設者	氏名
省略	

注

1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第29号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）休止（再開）
届出書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、

様式第26号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）開設許可事項
変更許可申請書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
省略	

注 1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第27号（第3条関係） 診療所病床設置許可事項変更許可申請
書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
省略	

注 1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

2 知事が必要と認める書類を添付すること。

様式第28号（第3条関係） 開設届出書

様式第28号（その1）

省略	住所
開設者	氏名
省略	

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第28号（その2）

省略	住所
開設者	氏名
省略	

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第29号（第3条関係） 病院（診療所・助産所）休止（再開）
届出書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、

名称及び代表者の氏名)
省略

注1 省略

2 省略

様式第30号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)廃止届出書

省略
開設者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注 省略

様式第31号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設者死亡(失踪)届出書

省略
届出者 住所 氏名
省略

注1 省略

2 省略

様式第33号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)構造設備使用前検査申出書

省略
開設者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注 省略

様式第34号(第3条関係) 医療法人寄附行為補完請求書

省略
請求者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注

1 省略

2 省略

様式第35号(第3条関係) 医療法人一時役員(一時理事長)選任請求書

名称及び代表者の氏名)
省略

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第30号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)廃止届出書

省略
開設者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第31号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設者死亡(失踪)届出書

省略
届出者 住所 氏名
省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第33号(第3条関係) 病院(診療所・助産所)構造設備使用前検査申出書

省略
開設者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第34号(第3条関係) 医療法人寄附行為補完請求書

省略
請求者 住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略

注1 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

様式第35号(第3条関係) 医療法人一時役員(一時理事長)選任請求書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
請求者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注 1 省略

2 省略

様式第37号（第3条関係） 医療法人不正行為等報告書

省略	住所	
	監事 氏名	—
省略		

注 不正の行為等があることを証する書類の写しを添付すること。

様式第39号（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）事業報告書等届出書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第39号の2（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更届出書

省略	代表者の氏名	—
省略		

注 省略

様式第40号（第3条関係） 医療法人解散届出書

省略	住所	
	清算人 氏名	—
省略		

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第41号（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就任届出書

省略	住所	
	清算人 氏名	—
省略		

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	
請求者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注 1 省略

2 請求者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第37号（第3条関係） 医療法人不正行為等報告書

省略	住所	
	監事 氏名	㊟
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 不正の行為等があることを証する書類の写しを添付すること。

様式第39号（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）事業報告書等届出書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第39号の2（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）定款（寄附行為）変更届出書

省略	代表者の氏名	㊟
省略		

注 省略

様式第40号（第3条関係） 医療法人解散届出書

省略	住所	
	清算人 氏名	㊟
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第41号（第3条関係） 医療法人（地域医療連携推進法人）清算人就任届出書

省略	住所	
	清算人 氏名	㊟
省略		

注 1 省略

2 省略

様式第42号(第3条関係) 医療法人(地域医療連携推進法人)清算結了届出書

省略	住所
清算人 氏名	—
省略	

注 1 省略

2 省略

様式第42号の3(第3条関係) 地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書

省略	代表理事の氏名	—
省略		

注 省略

様式第42号の4(第3条関係) 地域医療連携推進法人解散届出書

省略	住所
清算人 氏名	—
省略	

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第43号(第3条関係) 診療所病床設置届出書

省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		

注 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、一般病床のみに係る届出の場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 従業員の職種及び員数を記載した書類(非常勤の従業員の員数にあっては、常勤の員数に換算し、療養病床に入院する患者を担当する人員を括弧内に内数で記載すること。)
- (2) 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、療養病床に係る病室、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室についてはその旨を、病床については病室ごとに病床の種別及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。なお、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第4条に規定する既存診療所内の患者が使用する廊下の幅については、括弧書

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第42号(第3条関係) 医療法人(地域医療連携推進法人)清算結了届出書

省略	住所
清算人 氏名	—
省略	

注 1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第42号の2(第3条関係) 地域医療連携推進法人病院開設等確認請求書

省略	代表理事の氏名	—
省略		

注 省略

様式第42号の3(第3条関係) 地域医療連携推進法人解散届出書

省略	住所
清算人 氏名	—
省略	

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 理由書
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)又は定款に定められた解散に関する手続を経たことを証する書類
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- (5) その他知事が必要と認める書類

様式第43号(第3条関係) 診療所病床設置届出書

省略	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略		

注 1 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

2 次に掲げる書類を添付すること。ただし、(1)に掲げる書類は、一般病床のみに係る届出の場合にあっては、添付を要しない。

- (1) 従業員の職種及び員数を記載した書類(非常勤の従業員の員数にあっては、常勤の員数に換算し、療養病床に入院する患者を担当する人員を括弧内に内数で記載すること。)
- (2) 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を示し、療養病床に係る病室、機能訓練室、談話室、食堂及び浴室についてはその旨を、病床については病室ごとに病床の種別及び病床数を明示し、並びに内法による測定で廊下の幅を明示すること。なお、医療法施行規則等の一部を改

きで記載すること。)

(3) その他知事が必要と認める書類

様式第44号 (第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設許可事項
変更届出書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	—

注1 省略

2 省略

様式第45号 (第3条関係) 診療所病床設置許可(届出)事項変更
届出書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	—

注1 省略

2 省略

様式第46号 (第3条関係) 診療所(助産所)開設届出事項変更届
出書

省略	開設者	住所 氏名
省略		—

注1 省略

2 省略

様式第47号 (第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設届出書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	—

注1 省略

2 省略

様式第48号 (第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設届出事項
変更届出書

正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第4条
に規定する既存診療所内の患者が使用する廊下の幅につ
いては、括弧書きで記載すること。)

(3) その他知事が必要と認める書類

様式第44号 (第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設許可事項
変更届出書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	—

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第45号 (第3条関係) 診療所病床設置許可(届出)事項変更
届出書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	—

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第46号 (第3条関係) 診療所(助産所)開設届出事項変更届
出書

省略	開設者	住所 氏名
省略		—

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

様式第47号 (第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設届出書

省略	住所(法人にあっては、 主たる事務所の所在地)
開設者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)
省略	—

注1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第48号 (第3条関係) 病院(診療所・助産所)開設届出事項
変更届出書

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
—	

注 1 省略

2 省略

様式第48号の2（第3条関係） 実施計画変更届出書

省略	代表者の氏名
—	
省略	

注 省略

様式第49号（第3条関係） 医療法人登記完了届出書

省略	代表者の氏名
—	
省略	

注 省略

様式第50号（第3条関係） 医療法人役員変更届出書

省略	代表者の氏名
—	
省略	

注 省略

様式第50号の2（第3条関係） 病院医師宿直免除診療体制認定申請書

省略	管理者	住所
	氏名	
—		
省略		

注

1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

様式第51号（第6条関係） 病院（診療所・助産所）台帳
（表）

省略				
定 員	医 師		栄養士又は管理栄養士	
	省略			
省略				

（裏） 省略

省略	住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）
開設者	氏名（法人にあっては、 名称及び代表者の氏名）
—	

注 1 省略

2 開設者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名
することができる。

3 省略

様式第48号の2（第3条関係） 実施計画変更届出書

省略	代表者の氏名
—	
省略	

注 省略

様式第49号（第3条関係） 医療法人登記完了届出書

省略	代表者の氏名
—	
省略	

注 省略

様式第50号（第3条関係） 医療法人役員変更届出書

省略	代表者の氏名
—	
省略	

注 省略

様式第50号の2（第3条関係） 病院医師宿直免除診療体制認定申請書

省略	管理者	住所
	氏名	
—		
省略		

注 1 記名押印に代えて署名することができる。

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第51号（第6条関係） 病院（診療所・助産所）台帳
（表）

省略				
定 員	医 師		栄養士	
	省略			
省略				

（裏） 省略

第2条 医療法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第42号の次に次の1様式を加える。

様式第42号の2（第3条関係） 医療法人経営情報等報告書

医療法人経営情報等報告書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
愛媛県知事	様
主たる事務所の所在地 届出者 名称 代表者の氏名	
会計年度	年 月 日から 年 月 日まで

注 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報を記載した書類
- (2) 病院等の収益及び費用の内容を記載した書類
- (3) 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項を記載した書類
- (4) その他必要な事項を記載した書類

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中医療法施行細則様式第51号の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。
(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)
- 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(51) 省略</p> <p><u>(52)</u> 省略</p> <p><u>(53)</u> 省略</p> <p><u>(54)</u> 省略</p> <p><u>(55)</u> 省略</p> <p><u>(56)</u> 省略</p> <p><u>(57)</u> 省略</p> <p><u>(58)</u> 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(51) 省略</p> <p><u>(52)</u> 医療法施行細則(平成14年愛媛県規則第43号)様式第1号から様式第20号まで、様式第22号から様式第31号まで、様式第33号から様式第35号まで、様式第37号及び様式第39号から様式第50号の2まで</p> <p><u>(53)</u> 省略</p> <p><u>(54)</u> 省略</p> <p><u>(55)</u> 省略</p> <p><u>(56)</u> 省略</p> <p><u>(57)</u> 省略</p> <p><u>(58)</u> 省略</p> <p><u>(59)</u> 省略</p>

(調整規定)

- 前項及び漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(令和6年愛媛県規則第16号)附則第2項の規定が同一の日施行されるときは、これらの規定により改正される愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の規定は、同項の規定によってまず改正され、次いで前項の規定によって改正されるものとする。

○愛媛県規則第19号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和41年愛媛県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(家族等又は市町村長の同意)</p> <p>第16条 法第33条第9項に規定する同意書は、同意書(様式第16号)によるものとする。</p> <p>(医療保護入院の届出)</p> <p>第17条 法第33条第9項の規定による届出は、医療保護入院届出書(様式第17号)によりするものとする。</p> <p>(応急入院指定病院の指定)</p> <p>第19条の2 法第33条の6第1項の規定による指定は、応急入院指定病院指定申請書(様式第18号の3)を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(応急入院の届出)</p> <p>第20条 法第33条の6第5項の規定による届出は、応急入院届出書</p>	<p>(家族等又は市町村長の同意)</p> <p>第16条 法第33条第7項に規定する同意書は、同意書(様式第16号)によるものとする。</p> <p>(医療保護入院の届出)</p> <p>第17条 法第33条第7項の規定による届出は、医療保護入院届出書(様式第17号)によりするものとする。</p> <p>(応急入院指定病院の指定)</p> <p>第19条の2 法第33条の7第1項の規定による指定は、応急入院指定病院指定申請書(様式第18号の3)を当該保健所長を経て、知事に提出して受けるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(応急入院の届出)</p> <p>第20条 法第33条の7第5項の規定による届出は、応急入院届出書</p>

(様式第18号の4)によりするものとする。

第23条 削除

様式第1号(第1条の3関係) 特定病院認定申請書

省略

注1・2 省略

3 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年4月厚生省告示第127号)第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

4・5 省略

様式第16号(第16条、様式第17号関係) 同意書

省略
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
第33条第1項
第33条第2項
第33条第6項
の規定により、次のとおり
入院
入院の期間を更新
させることに同意します。
省略

注 省略

様式第17号(第17条関係) 医療保護入院届出書

様式第17号(その1)(精神保健指定医による医療保護入院の場合)

(表) 省略
(裏) 省略

記載上の留意事項

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第1項及び第3項に規定する入院、法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は法第33条の6第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4 今回の医療保護入院の入院期間の欄は、家族等の同意により入院した日から3箇月を上限とした年月日を記載すること。

- 5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略
10 省略

注 同意書(様式第16号)並びに推定される入院期間及び退院後生活環境相談員を記載した入院診療計画書(医療法(昭和23年法律第205号)第6条の4第1項の書面をいう。)の写しを添付すること。
様式第17号(その2)(特定医師による医療保護入院の場合)

(様式第18号の4)によりするものとする。

(医療保護入院者の定期病状報告)

第23条 法第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定による報告は、医療保護入院者定期病状報告書(様式第18号の6)によりするものとする。

様式第1号(第1条の3関係) 特定病院認定申請書

省略

注1・2 省略

3 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年4月厚生省告示第127号)第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

4・5 省略

様式第16号(第16条、様式第17号関係) 同意書

省略
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
第33条第1項
第33条第2項
の規定により、次のとおり
入院
させることに同意します。
省略

注 省略

様式第17号(第17条関係) 医療保護入院届出書

様式第17号(その1)(精神保健指定医による医療保護入院の場合)

(表) 省略
(裏) 省略

記載上の留意事項

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、法第33条第1項及び第3項に規定する入院、法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

- 4 省略
5 省略
6 省略
7 省略
8 省略
9 省略

注 同意書(様式第16号)並びに推定される入院期間及び法第33条の4の規定により選任された退院後生活環境相談員を記載した入院診療計画書(医療法(昭和23年法律第205号)第6条の4第1項の書面をいう。)の写しを添付すること。
様式第17号(その2)(特定医師による医療保護入院の場合)

(表) 省略

(裏)

記載上の留意事項

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

注 省略

様式第18号の3（第19条の2関係） 応急入院指定病院指定申請書様式第18号の3（その1）

省略

注 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

様式第18号の3（その2）（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第2項後段の規定による特例措置を採る場合）

省略

注1 省略

2 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の6第2項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

3 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

4・5 省略

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

(表) 省略

(裏)

記載上の留意事項

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第1項及び第3項に規定する入院、同法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は同法第33条の6第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

(表) 省略

(裏)

記載上の留意事項

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4～11 省略

注 省略

様式第18号の3（第19条の2関係） 応急入院指定病院指定申請書様式第18号の3（その1）

省略

注 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

様式第18号の3（その2）（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による特例措置を採る場合）

省略

注1 省略

2 看護体制の欄は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第33条の7第2項後段の規定による措置による患者を受け入れる病棟について記載すること。

3 看護体制について、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和63年4月厚生省告示第127号）第2号ただし書中「やむを得ない事情」と同様の事情により申請する場合は、特記事項の欄にその旨を記載すること。

4・5 省略

様式第18号の5（第22条関係） 措置入院者定期病状報告書

(表) 省略

(裏)

記載上の留意事項

1・2 省略

3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第1項及び第3項に規定する入院、同法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は同法第33条の7第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。

4 生活歴及び現病歴の欄は、他の診療所又は病院での受診歴をも聴取して記載すること。

5 前回の報告書の写しを添付することにより生活歴及び現

4 省略

5 省略

6 省略

7 診察した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

8 退院に向けた取組の状況の欄については、退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等や、地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等について記載すること。

病歴の欄の記載に代えることができる。ただし、新たに判明した事実がある場合には、追加記載すること。

6 平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等を含めて記載すること。

7 入院歴の欄は、他の病院での入院歴及び入院形態をも聴取して記載すること。

8 省略

9 省略

10 省略

11 診断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医が署名すること。

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式17号(その1)(表)を次のように改める

様式第17号(その1)(精神保健指定医による医療保護入院の場合)

(表)

医療保護入院届出書				年 月 日				
愛媛県知事 様				病院名 所在地 管理者名				
医療保護入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年	月	日	生(歳)	
	住所	都道府県	市区	町村	区			
家族等又は市町村長の同意により入院した年月日	年 月 日	今回の入院年月日	年 月 日	年 月 日				
今回の医療保護入院の入院期間	年 月 日まで	入院形態						
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条第1項の規定による移送の有無	1 有 2 無							
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症					
	ICDカテゴリー()	ICDカテゴリー()						
生活歴及び現病歴 (推定発病年月、精神科受診歴等を記載すること。 (特定医師の診察により入院した場合には、特定医師の採った措置の妥当性について記載すること。)	(陳述者氏名 続柄)							
入院歴	初回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態)				
	前回入院期間	年 月 日～	年 月 日	(入院形態)				
	初回から前回までの入院回数	計	回					
<現在の精神症状>								
I 意識								
1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()								
II 知能								
1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害								
III 記憶								
1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()								
IV 知覚								
1 幻聴 2 幻視 3 その他()								
V 思考								
1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()								
VI 感情・情動								
1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()								
VII 意欲								
1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()								
VIII 自我意識				1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()				
IX 食行動				1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()				
<その他の重要な症状>				1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()				
<問題行動等>				1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()				
<現在の状態像>				1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()				
医療保護入院の必要性 (患者自身の病気に對する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。)								
入院を必要と認めた精神保健指定医氏名				署名				
選任された退院後生活環境相談員の氏名								
同意者	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年	月	日	
	住所	都道府県	市区	町村	区			
	1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後见人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長(市町村)							
	フリガナ氏名	(男・女)	続柄	生年月日	年	月	日	
住所	都道府県	市区	町村	区				
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後见人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長(市町村)								
精神医療審査会の意見								
措置								

様式第17号に次のように加える。

様式第17号（その3）（医療保護入院者の入院期間の更新の場合）

（表）

医療保護入院者の入院期間更新届				年 月 日			
愛媛県知事 様		病院名 所在地 管理者名					
医療保護入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日			日生歳
	住所	都道府県	市区	町村区			
医療保護入院年月日 (第33条第1項・第2項による入院)	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日			入院形態
入院届又は前回の入院期間更新届での入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日		本更新後の入院期間	年 月 日まで			
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症				
	ICD カテゴリー()		ICD カテゴリー()				
入院又は前回更新日からの治療の内容と、その結果(更新前の入院期間に係る病状または状態像の経過の概要)							
症状の経過 1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向							
<現在の精神症状>							
I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他()							
II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害							
III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他()							
IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他()							
V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他()							
VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他()							
VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他()							
VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他()							
IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他()							
<その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存() 4 その他()							
<問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他()							
<現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他()							
医療保護入院の必要性 患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載すること。							
今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取組等を含む。)							
本更新に係る診察の年月日 年 月 日							
更新が必要と判断した精神保健指定医氏名 署名							
退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について)							
フリガナ氏名 (男・女) 続柄 生年月日 年 月 日 日生歳							
住所 都道府県 市区 町村区							
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長(市町村)							
フリガナ氏名 (男・女) 続柄 生年月日 年 月 日 日生歳							
住所 都道府県 市区 町村区							
1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日) 8 市町村長(市町村)							
□法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなした 家族等へ通知を發した日 年 月 日 家族等に示した回答期限 年 月 日 (回答期限は、通知を發した日から2週間を経過した日であることに留意)							
法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合は、その旨等 通知をした家族等との連絡等の記録(直近2件) 年 月 日(□面会 □電話 □その他()) 年 月 日(□面会 □電話 □その他())							
精神医療審査会の意見							
措置							

(裏)

記 載 上 の 留 意 事 項

- 1 太枠内は、今回の更新にあたって行われた精神保健指定医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第1項及び第3項に規定する入院、同法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は同法第33条の6第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 4 本更新後の入院期間の欄は、医療保護入院者退院支援委員会で審議された入院期間に留意した上で、当該医療保護入院から6箇月を経過するまでの間は3箇月、入院から6箇月を経過した後は6箇月を上限とした期限を定めて記載すること。
- 5 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。
- 6 更新が必要と判断した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名すること。
- 7 退院に向けた取組の状況の欄については、今回の更新にあたって医療保護入院者退院支援委員会の審議が行われた年月日を記載すること。また、令和5年11月27日付障発1127第7号「措置入院者及び医療保護入院者の退院促進に関する措置について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添様式2「医療保護入院者退院支援委員会審議記録」の写しを添付すること。その上で、
 - ①退院後生活環境相談員との最初の相談を行った時期やその後の相談の頻度等、
 - ②地域援助事業者の紹介の有無や紹介した地域援助事業者との相談の状況等、
 - ③医療保護入院者退院支援委員会での審議内容等について記載すること。
- 8 家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合は、原則として2人目を記載すること。
- 9 家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合に2つ目を記載すること。
- 10 法第33条第8項の規定に基づき、家族等の同意を得たものとみなす場合は、「法第33条第8項の規定に基づき家族等の同意を得たものとみなした場合」にレ点を入れることとし、同意書の添付は不要であること。ただし、法第33条第6項による入院の更新に関する同意の通知をした時から更新するまでの間に、当該通知に係る家族等が、
 - ①法第5条第2項に規定する家族等に該当しなくなつたとき
 - ②死亡したとき
 - ③意思を表示できないときのいずれかの事由に該当すると把握した場合には、同意を得たものとみなすことができないことに留意すること。また、同意を得たものとみなす場合は、通知をした家族等との連絡等の記録（直近2件）の欄に、直前の入院期間中、通知をした家族等と直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。（通知をした家族等が親権者の両親である場合は、父又は母のいずれかと直近2回の連絡を取った際の年月日及び手段について記載すること。）
- 11 今回の更新に同意をした家族等の欄に記載がある場合は、法第33条第8項による同意を得たものとみなさないことに留意すること。

様式18号の5（表）を次のように改める。

様式第18号の5 (第22条関係) 措置入院者定期病状報告書

(表)

措置入院者定期病状報告書				年 月 日	
愛媛県知事		様		病院名 所在地 管理者	
措置入院者	フリガナ氏名	(男・女)		生年月日	年 月 日 (歳)
	住所	都道府県	郡市区	町村区	
措置年月日	年 月 日		今回の入院日	年 月 日	
			入院形態		
前回の定期報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()		ICD カテゴリー ()		
過去6月間(措置入院後3月の場合は、3月間)の仮退院の実績	計 回	延べ日数		日	
過去6月間(措置入院後3月の場合は、3月間)の治療の内容とその結果を記載すること。 〔問題行動を中心として記載すること。〕					
今後の治療方針(再発防止への対応を含む)					
処遇、看護及び指導の現状	隔離	1 多用 2 時々 3 ほとんど不要			
	注意必要度	1 常に厳重な注意 2 随時一応の注意 3 ほとんど不要			
	日常生活の介助指導必要性	1 極めて手間のかかる介助 2 比較的簡単な介助と指導 3 生活指導を要する 4 その他 ()			
退院に向けた取組の状況 (選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況等について)		選任された退院後生活環境相談員 () 地域援助事業者の紹介について本人や家族等からの求め又は必要性の有無 (あり・なし) 上記で「あり」の場合の紹介状況 ()			
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある行動)		現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等及び現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)			
1 殺人	A B	<現在の精神症状>			
2 放火	A B	I 意識			
3 強盗	A B	1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()			
4 不同意性交等	A B	II 知能			
5 不同意わいせつ	A B	1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害			
6 傷害	A B	III 記憶			
7 暴行	A B	1 記銘障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()			
8 恐喝	A B	IV 知覚			
9 脅迫	A B	1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()			
10 窃盗	A B	V 思考			
11 器物損壊	A B	1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考			
12 弄火又は失火	A B	5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()			
13 家宅侵入	A B	VI 感情・情動			
14 詐欺等の経済的な問題行動	A B	1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分			
15 自殺企図	A B	4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進			
16 自傷	A B	7 その他 ()			
17 その他 ()	A B	VII 意欲			
	A B	1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷			
	A B	5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()			
	A B	VIII 自我意識			
	A B	1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()			
	A B	IX 食行動			
	A B	1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()			
	A B	<その他の重要な症状>			
	A B	1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 ()			
	A B	4 その他 ()			
	A B	<問題行動等>			
	A B	1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()			
	A B	<現在の状態像>			
	A B	1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態			
	A B	4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態			
	A B	7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態			
	A B	10 その他 ()			
診察時の特記事項					
この報告に係る診察年月日	年 月 日				
診察した精神保健指定医氏名	署名				
精神医療審査会の意見					
措 置					

様式第18号の6を次のように改める。

様式第18号の6 (第23条の2関係) 任意入院者定期病状報告書

(表)

任意入院者定期病状報告書				年 月 日	
愛媛県知事		様		病院名 所在地 管理者名	
任意入院者	フリガナ氏名	(男・女)	生年月日	年 月 日 (生 歳)	
	住所	都道府県	市区	町村区	
任意入院年月日	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日	
			入院形態		
前回の報告年月日	年 月 日				
病名	1 主たる精神障害	2 従たる精神障害	3 身体合併症		
	ICD カテゴリー ()	ICD カテゴリー ()			
過去12箇月間の病状又は状態像の経過の概要、治療の内容及びその結果(過去12箇月間に行動制限が行われた場合は、その必要性を記載すること。)					
症状の経過	1 悪化傾向 2 動揺傾向 3 不変 4 改善傾向				
任意入院継続の必要性(通院へ変更ができない理由について具体的に説明すること。)					
今後の治療方針及び退院へ向けた取組					
<p><現在の精神症状></p> <p>I 意識 1 意識混濁 2 せん妄 3 もうろう 4 その他 ()</p> <p>II 知能 1 軽度障害 2 中等度障害 3 重度障害</p> <p>III 記憶 1 記憶障害 2 見当識障害 3 健忘 4 その他 ()</p> <p>IV 知覚 1 幻聴 2 幻視 3 その他 ()</p> <p>V 思考 1 妄想 2 思考途絶 3 連合弛緩 4 減裂思考 5 思考奔逸 6 思考制止 7 強迫観念 8 その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 1 感情平板化 2 抑うつ気分 3 高揚気分 4 感情失禁 5 焦燥・激越 6 易怒性・被刺激性亢進 7 その他 ()</p> <p>VII 意欲 1 衝動行為 2 行為心迫 3 興奮 4 昏迷 5 精神運動制止 6 無為・無関心 7 その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 1 離人感 2 させられ体験 3 解離 4 その他 ()</p> <p>IX 食行動 1 拒食 2 過食 3 異食 4 その他 ()</p> <p><その他の重要な症状> 1 てんかん発作 2 自殺念慮 3 物質依存 () 4 その他 ()</p> <p><問題行動等> 1 暴言 2 徘徊 3 不潔行為 4 その他 ()</p> <p><現在の状態像> 1 幻覚妄想状態 2 精神運動興奮状態 3 昏迷状態 4 統合失調症等残遺状態 5 抑うつ状態 6 躁状態 7 せん妄状態 8 もうろう状態 9 認知症状態 10 その他 ()</p>					
この報告に係る診察年月日		年 月 日			
診断した主治医氏名		署名			
精神医療審査会の意見					
措 置					

(裏)

記載上の留意事項

- 1 太枠内は、主治医の診察に基づいて記載すること。
- 2 今回の入院年月日の欄は、今回あなたの病院に入院した年月日を記載すること。
- 3 入院形態の欄は、今回入院したときの入院形態を記載することとし、その後、複数の入院形態を経ている場合には、順にその入院形態を記載すること。この場合において、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条第1項及び第3項に規定する入院、同法第33条第2項及び第3項に規定する入院又は同法第33条の6第2項に規定する入院については、その旨を記載すること。
- 4 入院時より6箇月の間に、開放処遇が制限された者の6箇月経過時の報告においては、「過去12箇月間」とあるのは「過去6箇月間」と読み替えること。
- 5 入院後の診察により、精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、「任意入院継続の必要性」の欄にその旨を記載すること。
- 6 <現在の精神症状>、<その他の重要な症状>、<問題行動等>及び<現在の状態像>については、一般にこの書類作成までの過去数箇月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いて、該当する全てのローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。
- 7 診断した主治医氏名の欄は、主治医が署名すること。

様式第18号の7を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある第1条及び第2条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則様式第17号（その1）及び様式第18号の5の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。



○愛媛県規則第20号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 省略</p> <p>(8)の3 法第30条の2の規定による児童の保護に係る指示又は報告の徴収に関すること（助産施設、母子生活支援施設、保育所、<u>幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設の長に対するものを除く。</u>）。</p> <p>(9)～(10)の2 省略</p> <p><u>(10)の3 法第33条の6の3の規定による社会的養護自立支援拠点事業の利用の勧奨に関すること。</u></p> <p>(11)・(12) 省略</p> <p>(12)の2 法第56条第3項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関すること。</p> <p>(13)～(27) 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)～(1)の6 省略</p> <p>(1)の7 法第21条の5の22第1項 _____ の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(1)の8 法第21条の5の22第2項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(1)の9 法第21条の5の23第1項の規定による<u>指定障害児通所支援事業者</u>に対する勧告に関すること。</p> <p>(1)の10 省略</p> <p>(1)の11 法第21条の5の23第3項の規定による<u>指定障害児通所支援事業者</u>に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定による公示を除く。）</p> <p>(1)の12 法第21条の5の23第5項の規定による<u>指定障害児通所支援事業者</u>に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通</p>	<p>（委任）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 省略</p> <p>(8)の3 法第30条の2の規定による児童の保護に係る指示又は報告の徴収に関すること（助産施設、母子生活支援施設、保育所 _____ 及び児童厚生施設の長に対するものを除く。）。</p> <p>(9)～(10)の2 省略</p> <p>(11)・(12) 省略</p> <p>(12)の2 法第56条第4項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関すること。</p> <p>(13)～(27) 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。ただし、第1号の2の2、第1号の18の2及び第1号の18の3に掲げる知事の権限は、中予地方局長に限り委任する。</p> <p>(1)～(1)の6 省略</p> <p>(1)の7 法第21条の5の22第1項（<u>同条第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(1)の8 法第21条の5の22第3項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。</p> <p>(1)の9 法第21条の5の23第1項の規定による<u>指定障害児通所支援事業者</u>等に対する勧告に関すること。</p> <p>(1)の10 省略</p> <p>(1)の11 法第21条の5の23第3項の規定による<u>指定障害児通所支援事業者</u>等に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定による公示を除く。）</p> <p>(1)の12 法第21条の5の23第5項の規定による<u>指定障害児通所支援事業者</u>等に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通</p>

知の受理に関すること。

(1)の13～(5) 省略

(5)の2 法第23条の3の規定による妊産婦等生活援助事業の利用の勲奨に関すること。

(6)・(6)の2 省略

(6)の3 法第34条の4の規定による児童自立生活援助事業(施行規則第36条の4の2第3号に掲げる事業所の実施する事業を除く。)の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の4～(6)の16 省略

(6)の17 法第35条第3項の規定による市町が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び里親支援センターを除く。)の設置の届出の受理に関すること。

(6)の18 法第35条第4項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び里親支援センターを除く。)の設置の認可に関すること。

(6)の19 法第35条第11項の規定による市町が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び里親支援センターを除く。)の廃止又は休止の届出の受理に関すること。

(6)の20 法第35条第12項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び里親支援センターを除く。)の廃止又は休止の承認に関すること。

(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)

(7)の2～(8)の2 省略

(9) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること(第4号、第5号及び第6号に掲げる権限に係るものに限る。)

(9)の2～(25) 省略

3 省略

(児童又はその保護者への通知)

第22条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号又は第2項の規定により、児童を児童福祉施設に入所させ、又は児童につき指定発達支援医療機関に治療等の委託をする措置を採ろうとするときは、入所させようとする児童福祉施設又は治療等の委託をしようとする指定発達支援医療機関及び在所中又は委託されている間の費用に関する事項について、児童又はその保護者に告げなければならない。法第31条第2項又は第3項に規定する変更の措置を採ろうとするときも、同様とする。

2 省略

(児童自立生活援助事業開始届出書等)

第36条 省略

2 省略

3 前2項の届出書(施行規則第36条の4の2第3号に規定する里親の居宅において児童自立生活援助事業を行うものに限る。)は、所轄の児童相談所長を經由しなければならない。

知の受理に関すること。

(1)の13～(5) 省略

(6)・(6)の2 省略

(6)の3 法第34条の4の規定による児童自立生活援助事業____の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理に関すること。

(6)の4～(6)の16 省略

(6)の17 法第35条第3項の規定による市町が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設____を除く。)の設置の届出の受理に関すること。

(6)の18 法第35条第4項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設____を除く。)の設置の認可に関すること。

(6)の19 法第35条第11項の規定による市町が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設____を除く。)の廃止又は休止の届出の受理に関すること。

(6)の20 法第35条第12項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設____を除く。)の廃止又は休止の承認に関すること。

(7) 法第46条第1項の規定による児童福祉施設の最低基準の実施の監督に関すること(県及び2以上の社会福祉施設(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。))並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童発達支援センター及び児童家庭支援センター____に限る。以下この項において同じ。)を設置する者(市町を除く。)に係るものを除く。)

(7)の2～(8)の2 省略

(9) 法第56条第2項の規定による徴収に関すること(第4号から第6号まで____に掲げる権限に係るものに限る。)

(9)の2～(25) 省略

3 省略

(児童又はその保護者への通知)

第22条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号又は第2項の規定により、児童を児童福祉施設に入所させ、又は児童につき指定発達支援医療機関に治療等の委託をする措置を採ろうとするときは、入所させようとする児童福祉施設又は治療等の委託をしようとする指定発達支援医療機関及び在所中又は委託されている間の費用に関する事項について、児童又はその保護者に告げなければならない。法第31条第3項____に規定する変更の措置を採ろうとするときも、同様とする。

2 省略

(児童自立生活援助事業開始届出書等)

第36条 省略

2 省略

(児童自立生活援助事業変更届出書等)

第37条 省略

2 前項の届出書（施行規則第36条の4の2第3号に規定する里親の居宅において児童自立生活援助事業を行うものに限る。）は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

(児童自立生活援助事業廃止届出書等)

第38条 省略

2 前項の届出書（施行規則第36条の4の2第3号に規定する里親の居宅において児童自立生活援助事業を行うものに限る。）は、所轄の児童相談所長を経由しなければならない。

(親子再統合支援事業等開始届出書)

第38条の2 法第34条の7の2第2項の規定による届出は、親子再統合支援事業等開始届出書（様式第30号の15）によるものとする。

(親子再統合支援事業等変更届出書)

第38条の3 法第34条の7の2第3項の規定による届出は、親子再統合支援事業等変更届出書（様式第30号の16）によるものとする。

(親子再統合支援事業等廃止届出書等)

第38条の4 法第34条の7の2第4項の規定による届出は、親子再統合支援事業等廃止（休止）届出書（様式第30号の17）によるものとする。

(妊産婦等生活援助事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の7の5第2項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業開始届出書（様式第30号の18）によるものとする。

(妊産婦等生活援助事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の7の5第3項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業変更届出書（様式第30号の19）によるものとする。

(妊産婦等生活援助事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の7の5第4項の規定による届出は、妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書（様式第30号の20）によるものとする。

(一時預かり事業開始届出書)

第38条の8 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書（様式第30号の21）によるものとする。

(一時預かり事業変更届出書)

第38条の9 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書（様式第30号の22）によるものとする。

(一時預かり事業廃止届出書等)

第38条の10 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第30号の23）によるものとする。

(病児保育事業開始届出書)

第38条の11 法第34条の18第1項の規定による届出は、病児保育事業開始届出書（様式第30号の24）により行うものとする。

(病児保育事業変更届出書)

第38条の12 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届出書（様式第30号の25）により行うものとする。

(病児保育事業廃止届出書等)

第38条の13 法第34条の18第3項の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届出書（様式第30号の26）により行うものとする。

(児童自立生活援助事業変更届出書等)

第37条 省略

(児童自立生活援助事業廃止届出書等)

第38条 省略

(一時預かり事業開始届出書)

第38条の2 法第34条の12第1項の規定による届出は、一時預かり事業開始届出書（様式第30号の15）によるものとする。

(一時預かり事業変更届出書)

第38条の3 法第34条の12第2項の規定による届出は、一時預かり事業変更届出書（様式第30号の16）によるものとする。

(一時預かり事業廃止届出書等)

第38条の4 法第34条の12第3項の規定による届出は、一時預かり事業廃止（休止）届出書（様式第30号の17）によるものとする。

(病児保育事業開始届出書)

第38条の5 法第34条の18第1項の規定による届出は、病児保育事業開始届出書（様式第30号の18）により行うものとする。

(病児保育事業変更届出書)

第38条の6 法第34条の18第2項の規定による届出は、病児保育事業変更届出書（様式第30号の19）により行うものとする。

(病児保育事業廃止届出書等)

第38条の7 法第34条の18第3項の規定による届出は、病児保育事業廃止（休止）届出書（様式第30号の20）により行うものとする。

様式第16号（第12条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書

省略

注1～5 省略

6 障害児通所支援のうち、児童発達支援 _____ 又は放課後等デイサービスの利用者の定員の増加に伴い届け出る場合にあつては、当該障害児通所支援に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

7 省略

様式第30号の21（第38条の8関係） 省略

様式第30号の22（第38条の9関係） 省略

様式第30号の23（第38条の10関係） 省略

様式第30号の24（第38条の11関係） 省略

様式第30号の25（第38条の12関係） 省略

様式第30号の26（第38条の13関係） 省略

様式第16号（第12条関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書

省略

注1～5 省略

6 障害児通所支援のうち、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスの利用者の定員の増加に伴い届け出る場合にあつては、当該障害児通所支援に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付すること。

7 省略

様式第30号の15（第38条の2関係） 省略

様式第30号の16（第38条の3関係） 省略

様式第30号の17（第38条の4関係） 省略

様式第30号の18（第38条の5関係） 省略

様式第30号の19（第38条の6関係） 省略

様式第30号の20（第38条の7関係） 省略

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第15号別紙3を削り、同様式別紙4を同様式別紙3とし、同様式別紙4の2を同様式別紙4とし、同様式別紙6中

児童発達
サービス
有
児童発達

支援	医療型児童 発達支援
単位	
無	
支援	医療型児童 発達支援

児童発達支援	
サービス単位	
有	無
児童発達支援	

を に改める。

様式第30号の14の次に次の6様式を加える。

様式第30号の15 (第38条の2関係) 親子再統合支援事業等開始届出書

親子再統合支援事業等開始届出書	
	第 号 年 月 日
愛媛県知事 様	住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名
事 業 の 種 類	
事 業 の 内 容	
経 営 者	氏名 (法人にあつては、名称) 住所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
定 款 そ の 他 の 基 本 約 款	別紙のとおり
職 員	定 数 職 務 の 内 容 主な職員の氏名及び経歴
親子再統合支援 事業等の用に供 する施設の概要	名 称
	種 類
	所 在 地
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日	

- 注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 複数の種類の事業を開始する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。
- 3 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書

様式第30号の16 (第38条の3関係) 親子再統合支援事業等変更届出書

親子再統合支援事業等変更届出書			
愛媛県知事 様		第 号 年 月 日	
届出者		住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名	
事業の種類			
事業の内容			
変更事項 (変更年月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第30号の17(第38条の4関係) 親子再統合支援事業等廃止(休止)届出書

<p>親子再統合支援事業等廃止(休止)届出書</p>	
<p>愛媛県知事 様</p>	<p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名</p>
事業の種類	
事業の内容	
廃止(休止)しようとする年月日	年 月 日
廃止(休止)の理由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休止の予定期間	(廃止する場合にあつては、記載の必要はない。)

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第30号の18(第38条の5関係) 妊産婦等生活援助事業開始届出書

妊産婦等生活援助事業開始届出書	
	第 号 年 月 日
愛媛県知事 様	住 所 届出者 氏名又は名称及び その代表者の氏名
事 業 の 種 類	
事 業 の 内 容	
経 営 者	氏名(法人にあつては、名称) 住所(法人にあつては、主 たる事務所の所在地)
定 款 そ の 他 の 基 本 約 款	別紙のとおり
職 員	定 数 職 務 の 内 容 主な職員の氏名及び経歴
妊産婦等生活援助事業の用に供 する施設の概要	名 称
	種 類
	所 在 地
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 複数の種類の事業を開始する場合は、それぞれの種類ごとに作成すること。
 3 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 収支予算書
 (2) 事業計画書

様式第30号の19 (第38条の6関係) 妊産婦等生活援助事業変更届出書

妊産婦等生活援助事業変更届出書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

届出者 住 所
氏名又は名称及び
その代表者の氏名

事業の種類			
事業の内容			
変更事項 (変更年月日)	変更前の内容	変更後の内容	変更の理由
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			
(年 月 日)			

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第30号の20（第38条の7関係） 妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書

妊産婦等生活援助事業廃止（休止）届出書	
愛媛県知事 様	第 号 年 月 日
届出者	住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名
事 業 の 種 類	
事 業 の 内 容	
廃止（休止）しようとする年月日	年 月 日
廃 止 （ 休 止 ） の 理 由	
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置	
休 止 の 予 定 期 間	（廃止する場合にあつては、記載の必要はない。）

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

省略 担当者 _____	省略 担当者 _____ 印
-----------------	-------------------

第2条 愛媛県身体障害者福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第2を次のように改める。

様式第2 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

生活保護法施行細則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活保護法施行細則等の一部を改正する等の規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
様式第37号(第12条関係) 生活保護法介護券				様式第37号(第12条関係) 生活保護法介護券			
省略				省略			
省略				省略			
	訪問介護	省略			訪問介護	省略	
	訪問入浴介護	施設介護	介護老人福祉施設		訪問入浴介護	施設介護	介護老人福祉施設
	福祉用具貸与		介護老人保健施設		福祉用具貸与		介護老人保健施設
	訪問看護				訪問看護		介護老人保健施設
	訪問リハビリテーション				訪問リハビリテーション		介護療養型医療施設
	通所介護		—		通所介護		介護療養型医療施設
	通所リハビリテーション		介護医療院		通所リハビリテーション		介護医療院
	居宅療養管理指導		地域密着型介護老人福祉施設		居宅療養管理指導		地域密着型介護老人福祉施設
	短期入所生活介護	省略			短期入所生活介護	省略	
居宅介護	短期入所療養介護			居宅介護	短期入所療養介護		
介護予防	認知症対応型共同生活介護			介護予防	認知症対応型共同生活介護		
介護予防・日常生活支援	特定施設入居者生活介護			介護予防・日常生活支援	特定施設入居者生活介護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護				夜間対応型訪問介護		
	地域密着型通所介護				地域密着型通所介護		
	認知症対応型通所介護				認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型				小規模多機能型		

省略		
訪問介護	訪問介護	省略
	訪問入浴介護 福祉用具貸与 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	施設介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設
居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援	短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入所者生活介護	省略
	省略	

注 省略

省略		
訪問介護	訪問介護	省略
	訪問入浴介護 福祉用具貸与 訪問看護 訪問リハビリテーション 通所介護 通所リハビリテーション 居宅療養管理指導	施設介護 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設
居宅介護 介護予防 介護予防・日常生活支援	短期入所生活介護 短期入所療養介護 認知症対応型共同生活介護 特定施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入所者生活介護	省略
	省略	

注 省略

(愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の廃止)

第4条 愛媛県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第30号)は、廃止する。

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第37号及び第3条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付、特定配偶者に対する配偶者支援金等に関する規則様式第24号の規定は、この規則の施行の日以降の介護に係る請求分について適用し、同日前の介護に係る請求分については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第23号

愛媛県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(愛媛県老人福祉法施行細則の一部改正)

第1条 愛媛県老人福祉法施行細則(昭和38年愛媛県規則第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>様式第23号の7(第13条の7関係) 老人ホーム設置届出書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注1 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第27条第6項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第24号(第14条関係) 老人ホーム設置認可申請書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注1 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第27条第6項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。</p> <p>2 省略</p>	省略		協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略	省略		省略		協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略	省略		<p>様式第23号の7(第13条の7関係) 老人ホーム設置届出書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注1 協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第27条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。</p> <p>2 省略</p> <p>様式第24号(第14条関係) 老人ホーム設置認可申請書</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td>協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">省略</td> </tr> </table> <p>注1 協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)の欄は、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第27条第2項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容も含めて記入すること。</p> <p>2 省略</p>	省略		協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略	省略		省略		協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略	省略	
省略																									
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略																								
省略																									
省略																									
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略																								
省略																									
省略																									
協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略																								
省略																									
省略																									
協力病院____の名称及び診療科名並びに当該協力病院____との契約の内容(特別養護老人ホームに限る。)	省略																								
省略																									

(愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(技術的読替え)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>読み替える基準省令の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23条第2項</td> <td>第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の3まで</td> <td>第7条、第9条及び第12条の2から第31条の3までの規定並びに基準条例第4条</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	省略			第23条第2項	第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の3まで	第7条、第9条及び第12条の2から第31条の3までの規定並びに基準条例第4条	省略			<p>(技術的読替え)</p> <p>第2条 条例第3条の規定により特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>読み替える基準省令の規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第23条第2項</td> <td>第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の2まで</td> <td>第7条、第9条及び第12条の2から第31条の2までの規定並びに基準条例第4条</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	省略			第23条第2項	第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の2まで	第7条、第9条及び第12条の2から第31条の2までの規定並びに基準条例第4条	省略		
読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
省略																									
第23条第2項	第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の3まで	第7条、第9条及び第12条の2から第31条の3までの規定並びに基準条例第4条																							
省略																									
読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句																							
省略																									
第23条第2項	第7条から第9条まで及び第12条の2から第31条の2まで	第7条、第9条及び第12条の2から第31条の2までの規定並びに基準条例第4条																							
省略																									

2・3 省略

2・3 省略

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(技術的読替え)			(技術的読替え)		
<p>第2条 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>第2条 条例第4条の規定により指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略			省略		
第140条の13	及び第139条から第140条(第101条の準用に係る部分を除く。)まで	、第139条から第139条の3まで及び基準条例第4条の規定により読み替えられた第140条(第101条の準用に係る部分を除く。)	第140条の13	及び第139条から第140条(第101条の準用に係る部分を除く。)まで	、第139条、第139条の2及び基準条例第4条の規定により読み替えられた第140条(第101条の準用に係る部分を除く。)
省略			省略		
2・3 省略			2・3 省略		

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則(令和3年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(技術的読替え)			(技術的読替え)		
<p>第2条 条例第4条の規定により指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>第2条 条例第4条の規定により指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。)に定める基準を同条の基準とする場合における基準省令の規定の技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える基準省令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
省略			省略		
第245条	省略	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、 <u>第53条の4第1項中</u>	第245条	省略	、基準条例第4条の規定により読み替えられた第52条第2項中「次節」とあるのは「次節の規定並びに基準条例第5条」と、 <u>第53条の4第1項</u>
省略			省略		

漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則（昭和43年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律の規定に基づく許可等に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づいて知事が行う許可及び協議について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（土地等の使用の許可等の申請）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（占有等の許可の申請又は協議）</p> <p>第3条 法第39条第1項の許可を受けようとする者又は同条第4項の協議をしようとする者は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則</u>（昭和26年農林省令第47号）第29条第1項に規定する申請書又は同条第2項に規定する協議書に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>（許可等に係る事項の変更）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 第2条第2項及び_____前条の規定は、前項の規定による許可又は協議について準用する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>（漁港施設等活用事業の認定の申請）</p> <p>第8条 <u>次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる様式による申請書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) 法第42条第1項の認定 様式第7号（漁港施設等活用事業実施計画認定申請書）</p> <p>(2) 法第43条第4項の認定 様式第8号（漁港施設等活用事業実施計画変更認定申請書）</p> <p>（漁港水面施設運営権の更新の申請）</p> <p>第9条 法第57条第2項の更新をしようとする者は、<u>漁港水面施設運営権存続期間更新申請書</u>（様式第9号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>（書類等の部数及び経由）</p> <p>第10条 <u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図書の部数は、正本1通及びその写し2通とし、許可、協議、認定又は更新に係る行為の場所を管轄する地方局の長を経由しなければならない。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="156 1982 762 2143"> <tr> <td data-bbox="156 1982 443 2105">省略</td> <td data-bbox="443 1982 762 2105">名称及びその代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 2105 443 2143">省略</td> <td data-bbox="443 2105 762 2143">—</td> </tr> </table>	省略	名称及びその代表者の氏名	省略	—	<p>漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>漁港漁場整備法</u> _____（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づいて知事が行う許可及び協議について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（土地等の使用の許可等の申請）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 <u>前2項の規定により知事に提出する申請書及び図書の数は、正本1通及びその写し2通とする。</u></p> <p>（占有等の許可の申請又は協議）</p> <p>第3条 法第39条第1項の許可を受けようとする者又は同条第4項の協議をしようとする者は、<u>漁港漁場整備法施行規則</u> _____（昭和26年農林省令第47号）第12条第1項に規定する申請書又は同条第2項に規定する協議書に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>2 <u>漁港漁場整備法施行規則第12条及び前項の規定により知事に提出する申請書又は協議書及び図書の数は、正本1通及びその写し2通とする。</u></p> <p>（許可等に係る事項の変更）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 第2条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の規定による許可又は協議について準用する。</p> <p>第7条 省略</p> <p>（書類等の_____経由）</p> <p>第8条 _____この規則により知事に提出する書類及び図書は、許可又は協議 _____に係る行為の場所を管轄する地方局の長を経由しなければならない。</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="833 1982 1439 2143"> <tr> <td data-bbox="833 1982 1120 2105">省略</td> <td data-bbox="1120 1982 1439 2105">名称及びその代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 2105 1120 2143">省略</td> <td data-bbox="1120 2105 1439 2143">—</td> </tr> </table>	省略	名称及びその代表者の氏名	省略	—
省略	名称及びその代表者の氏名								
省略	—								
省略	名称及びその代表者の氏名								
省略	—								

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 位置図及び平面図を添付すること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

省略	氏名	〔法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名〕	—
省略			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 位置図、平面図、構造図、設計書、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書を添付すること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

省略	氏名	〔法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名〕	—
省略			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「利用漁港施設の名称及び場所」の欄は、現に漁港施設を利用している場合に記載すること。
- 3 次の図書を添付すること。
 - (1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第24条第1項後段の許可の場合 位置図及び平面図
 - (2) 法第37条第1項の許可の場合 位置図、平面図、構造図、設計書、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書
 - (3) 法第39条第1項の許可の場合
 - ア 工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは土地の一部を占有しようとするときは、位置図、平面図、縦横断面図、工事設計書、単価表、積量表、安定計算書、収支予算書、写真及び利害関係者の承諾書
 - イ 土砂の採取又は土地の掘削若しくは盛土をしようとするときは、位置図、平面図、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書
 - ウ 汚水の放流又は汚物の放棄をしようとするときは、位置図、平面図、放棄面積求積図、構造図、写真及び利害関係者の承諾書

様式第 4 号 (第 4 条関係)

省略	名称及びその 代表者の氏名	—
省略		

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 「利用漁港施設の名称及び場所」の欄は、現に漁港施設を利用している場合に記載すること。
- 3 次の図書を添付すること。

- 備考 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 位置図及び平面図を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

省略	氏名	〔法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名〕	印
省略			

- 備考 1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 位置図、平面図、構造図、設計書、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 3 号 (第 4 条関係)

省略	氏名	〔法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名〕	印
省略			

- 備考 1 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 「利用漁港施設の名称及び場所」の欄は、現に漁港施設を利用している場合に記載すること。
- 3 次の図書を添付すること。
 - (1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第24条第1項後段の許可の場合 位置図及び平面図
 - (2) 法第37条第1項の許可の場合 位置図、平面図、構造図、設計書、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書
 - (3) 法第39条第1項の許可の場合
 - ア 工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは土地の一部を占有しようとするときは、位置図、平面図、縦横断面図、工事設計書、単価表、積量表、安定計算書、収支予算書、写真及び利害関係者の承諾書
 - イ 土砂の採取又は土地の掘削若しくは盛土をしようとするときは、位置図、平面図、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書
 - ウ 汚水の放流又は汚物の放棄をしようとするときは、位置図、平面図、放棄面積求積図、構造図、写真及び利害関係者の承諾書
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 4 号 (第 4 条関係)

省略	名称及びその 代表者の氏名	印
省略		

- 備考 1 「利用漁港施設の名称及び場所」の欄は、現に漁港施設を利用している場合に記載すること。
- 2 次の図書を添付すること。
 - (1) 工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは土地

- (1) 工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは土地の一部を占有しようとするときは、位置図、平面図、縦横断面図、工事設計書、単価表、積量表、安定計算書、収支予算書、写真及び利害関係者の承諾書
- (2) 土砂の採取又は土地の掘削若しくは盛土をしようとするときは、位置図、平面図、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書
- (3) 汚水の放流又は汚物の放棄をしようとするときは、位置図、平面図、放棄面積求積図、構造図、写真及び利害関係者の承諾書

様式第6号(第7条関係)

省略	氏 名 { 法人にあつては、名称 } ー 及びその代表者の氏名	
省略		

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「指令番号及び指令年月日」の欄は、協議をした者は、記載することを要しない。
- 3 「利用漁港施設の名称及び場所」の欄は、現に漁港施設を利用している場合に記載すること。

の一部を占有しようとするときは、位置図、平面図、縦横断面図、工事設計書、単価表、積量表、安定計算書、収支予算書、写真及び利害関係者の承諾書

- (2) 土砂の採取又は土地の掘削若しくは盛土をしようとするときは、位置図、平面図、求積図、縦横断面図、写真及び利害関係者の承諾書
- (3) 汚水の放流又は汚物の放棄をしようとするときは、位置図、平面図、放棄面積求積図、構造図、写真及び利害関係者の承諾書
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号(第7条関係)

省略	氏 名 { 法人にあつては、名称 } ㊟ 及びその代表者の氏名	
省略		

- 備考 1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 2 「指令番号及び指令年月日」の欄は、協議をした者は、記載することを要しない。
- 3 「利用漁港施設の名称及び場所」の欄は、現に漁港施設を利用している場合に記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6号の次に次の3様式を加える。

様式第7号(第8条関係)

漁港施設等活用事業実施計画認定申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

申請者

氏 名 [法人にあつては、名称
及びその代表者の氏名]

漁 港 名	
-------	--

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第42条第1項に規定する実施計画
 - (2) 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書
 - (3) 活用事業施設の設置を行う場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 活用事業施設の平面図、縦横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面
 - イ 漁港施設の形質の変更に関する事項を定める場合にあつては、当該変更の内容を明らかにする書類
 - ウ 水域又は公共空地における工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占用を伴うものを除く。）又は土地の掘削若しくは盛土に関する事項を定める場合にあつては、当該行為をしようとする漁港の区域内の水域又は公共空地の場所を示す図面
 - (4) 漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料
 - (5) 漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の手方並びに当該相手方ごとのおおむねの調達額及びその調達方法を記載した書類
 - (6) 実施しようとする漁港施設等活用事業のために漁港水面施設運営権の設定を受けようとする場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 法第50条第1項に規定する実施計画
 - イ 申請者が法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

様式第9号(第10条関係)

漁港水面施設運営権存続期間更新申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様 <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">住 所</div> 申請者 氏 名 ⎓ 法人にあつては、名称 及びその代表者の氏名		
漁港水面施設運営権 に係る漁港施設等活 用事業	実施計画の 認定年月日	年 月 日
	内 容	
	実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
漁港水面施設運営権	水 域	愛媛県 市町 漁港 (m ²)
	存 続 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
漁港水面施設運営権の存続期間の 更新を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで

- 備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 申請者が漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 - (2) 従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の一部改正)

2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則 (令和3年愛媛県規則第34号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印 (これらに類するものを含む。) については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1) ~ (37) 省略</p> <p><u>(38) 省略</u></p> <p><u>(39) 省略</u></p> <p><u>(40) 省略</u></p> <p><u>(41) 省略</u></p> <p><u>(42) 省略</u></p> <p><u>(43) 省略</u></p> <p><u>(44) 省略</u></p> <p><u>(45) 省略</u></p> <p><u>(46) 省略</u></p> <p><u>(47) 省略</u></p> <p><u>(48) 省略</u></p> <p><u>(49) 省略</u></p> <p><u>(50) 省略</u></p> <p><u>(51) 省略</u></p> <p><u>(52) 省略</u></p> <p><u>(53) 省略</u></p> <p><u>(54) 省略</u></p> <p><u>(55) 省略</u></p> <p><u>(56) 省略</u></p> <p><u>(57) 省略</u></p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印 (これらに類するものを含む。) については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1) ~ (37) 省略</p> <p><u>(38) 漁港漁場整備法の規定に基づく許可等に関する規則 (昭和43年愛媛県規則第29号) 様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号</u></p> <p><u>(39) 省略</u></p> <p><u>(40) 省略</u></p> <p><u>(41) 省略</u></p> <p><u>(42) 省略</u></p> <p><u>(43) 省略</u></p> <p><u>(44) 省略</u></p> <p><u>(45) 省略</u></p> <p><u>(46) 省略</u></p> <p><u>(47) 省略</u></p> <p><u>(48) 省略</u></p> <p><u>(49) 省略</u></p> <p><u>(50) 省略</u></p> <p><u>(51) 省略</u></p> <p><u>(52) 省略</u></p> <p><u>(53) 省略</u></p> <p><u>(54) 省略</u></p> <p><u>(55) 省略</u></p> <p><u>(56) 省略</u></p> <p><u>(57) 省略</u></p> <p><u>(58) 省略</u></p>

(調整規定)

3 前項及び医療法施行細則の一部を改正する規則 (令和6年愛媛県規則第18号) 附則第2項の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則の規定は、同項の規定によってまず改正され、次いで前項の規定によって改正されるものとする。

○愛媛県規則第26号

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県屋外広告物条例施行規則 (昭和39年愛媛県規則第93号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(堅ろうな既存広告物等の特例)</p> <p>第4条 条例第8条に規定する規則で定める堅ろうな既存広告物等</p>	<p>(堅ろうな既存広告物等の特例)</p> <p>第4条 条例第8条に規定する規則で定める堅ろうな既存広告物等</p>

は、同条に規定する既存広告物等のうち、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事若しくは建築副主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めたものとする。

2 省略

（管理者の要件等）

第5条の2 省略

2 条例第12条第3項の規則で定める者は、第23条第1項各号のいずれかに該当する者及び広告物等の点検に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会で別に定めるものの課程を修了した者とする。

様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書

（表）

省略		
新管理者	省略	
	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者 広告物等の点検 に関し必要な知識を修得させることを 目的とする講習会の課程を修了した者
省略		

（裏） 省略

別紙 省略

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書

（表）

省略		
新管理者	省略	
	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者 広告物等の点検 に関し必要な知識を修得させることを 目的とする講習会の課程を修了した者
省略		

（裏） 省略

様式第4号（第6条関係） 屋外広告物管理者設置（変更・廃止）

届出書

省略		
新管理者	省略	
	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者 広告物等の点検 に関し必要な知識を修得させることを 目的とする講習会の課程を修了した者
省略		

は、同条に規定する既存広告物等のうち、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔その他これらに類するもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事_____の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めたものとする。

2 省略

（管理者の要件等）

第5条の2 省略

2 条例第12条第3項の規則で定める者は、第23条第1項各号のいずれかに該当する者_____とする。

様式第2号（第6条関係） 屋外広告物許可申請書

（表）

省略		
新管理者	省略	
	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者
省略		

（裏） 省略

別紙 省略

様式第3号（第6条関係） 屋外広告物変更許可申請書

（表）

省略		
新管理者	省略	
	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者
省略		

（裏） 省略

様式第4号（第6条関係） 屋外広告物管理者設置（変更・廃止）

届出書

省略		
新管理者	省略	
	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓練修了者 建築士 電気工事士 電気主任技術者
省略		

旧	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓 練修了者 建築士 電気工事士
		電気主任技術者 広告物等の点検 に関し必要な知識を修得させることを 目的とする講習会の課程を修了した者
省略		
注 省略		

旧	資格等	屋外広告士 職業訓練指導員免許 所持者 技能検定合格者 職業訓 練修了者 建築士 電気工事士
		電気主任技術者
省略		
注 省略		

附 則

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている改正前の愛媛県屋外広告物条例施行規則様式第2号及び様式第3号の規定による申請書は、改正後の愛媛県屋外広告物条例施行規則様式第2号及び様式第3号の規定による申請書とみなす。

○愛媛県規則第27号

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

愛媛県宅地建物取引業法施行細則（昭和58年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																												
<p>（手続の方法）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる書類には、同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第3号（第4条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">愛媛県収入証紙 円を貼付してください。 （消印しないこと。）</td> <td>6 登録講習修了試験合格年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>7 修了番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8 登録講習機関登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 受験票・整理票・合格通知書（別紙のとおり。）を添付すること。</p> <p>2 6の欄から8の欄までは、登録講習修了者（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条の5第6号に規定する登録講習修了者をいう。）である場合に記入すること。</p> <p>3 印の欄には、記入しないこと。</p>	項	左 欄	右 欄				1	省略		2	省略		省略	省略	愛媛県収入証紙 円を貼付してください。 （消印しないこと。）	6 登録講習修了試験合格年月日	年 月 日	7 修了番号		8 登録講習機関登録番号		省略		<p>（手続の方法）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる書類には、同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <table border="1"> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>宅地建物取引士資格試験受験申込書</td> <td>省令第10条の5第6号に規定する登録講習修了者にあつては、同号の登録講習修了者証明書</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>様式第3号（第4条関係） 宅地建物取引士資格試験受験申込書</p> <table border="1"> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">愛媛県収入証紙 円を貼付してください。 （消印しないこと。）</td> <td>6 登録講習修了試験合格年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 1 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 登録講習修了者（宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条の5第6号に規定する登録講習修了者をいう。以下同じ。）にあつては、同号の登録講習修了者証明書</p> <p>(2) 受験票・整理票・合格通知書（別紙のとおり。）</p> <p>2 6の「登録講習修了試験合格年月日」の欄は、登録講習</p>	項	左 欄	右 欄	1	宅地建物取引士資格試験受験申込書	省令第10条の5第6号に規定する登録講習修了者にあつては、同号の登録講習修了者証明書	2	省略		3	省略		省略	省略	愛媛県収入証紙 円を貼付してください。 （消印しないこと。）	6 登録講習修了試験合格年月日	年 月 日	省略		省略	
項	左 欄	右 欄																																											
1	省略																																												
2	省略																																												
省略	省略																																												
愛媛県収入証紙 円を貼付してください。 （消印しないこと。）	6 登録講習修了試験合格年月日	年 月 日																																											
	7 修了番号																																												
	8 登録講習機関登録番号																																												
	省略																																												
項	左 欄	右 欄																																											
1	宅地建物取引士資格試験受験申込書	省令第10条の5第6号に規定する登録講習修了者にあつては、同号の登録講習修了者証明書																																											
2	省略																																												
3	省略																																												
省略	省略																																												
愛媛県収入証紙 円を貼付してください。 （消印しないこと。）	6 登録講習修了試験合格年月日	年 月 日																																											
	省略																																												
	省略																																												

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙 省略

習修了者である場合に記入すること。

3 印の欄には、記入しないこと。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第28号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させ、及び法第243条の2第1項 _____ の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に払い込ませる地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する徴収金並びに同課が受け入れる森林環境税に係る徴収金の収納及び保管に関すること。</p> <p>(6)～(15) 省略</p> <p>(16) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地方税法に規定する徴収金並びに森林環境税に係る徴収金及び特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管</p> <p>(17)～(21) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(誤払金等の歳入の調定の時期)</p> <p>第11条 歳入徴収者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第159条の規定による誤払金等（以下「誤払金等」という。）であつて当該誤払金等の納入の通知をしているものが出納閉鎖の日までに戻入れとならなかつたときは、その翌日において歳入として調定をしなければならない。</p> <p>(現金の払込み)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、法第243条の2第1項 _____ の規定による歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、歳入の徴収又は収納をしたときは、遅滞なく指定金融機関等に払込みをしなければならない。</p> <p>(隔地払)</p> <p>第68条 会計管理者は、隔地払をするときは、支払指示書（様式第34号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に、送金通知書（様</p>	<p>(会計管理者等の事務の一部委任)</p> <p>第7条 会計管理者をして出納員に委任させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 総務部行財政改革局税務課直税係長に委任させる事務は、本庁各課又は地方機関に属する会計事務のうち、税務課が指定納付受託者に納付させ、及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第158条の2第1項の規定による歳入の収納の事務の委託を受けた者に払い込ませる地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する徴収金 _____ の収納及び保管に関すること。</p> <p>(6)～(15) 省略</p> <p>(16) 地方局長に委任させる事務は、当該地方局に属する会計事務のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 地方税法に規定する徴収金並びに _____ 特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税の徴収に伴う歳入歳出外現金等の受入れ及び保管</p> <p>(17)～(21) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(誤払金等の歳入の調定の時期)</p> <p>第11条 歳入徴収者は、令 _____ 第159条の規定による誤払金等（以下「誤払金等」という。）であつて当該誤払金等の納入の通知をしているものが出納閉鎖の日までに戻入れとならなかつたときは、その翌日において歳入として調定をしなければならない。</p> <p>(現金の払込み)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定による歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、歳入の徴収又は収納をしたときは、遅滞なく指定金融機関等に払込みをしなければならない。</p> <p>(隔地払)</p> <p>第68条 会計管理者は、隔地払をするときは、支払指示書（様式第34号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に、送金通知書（様</p>

式第36号)を債権者に、それぞれに送付しなければならない。

(支払を終らない資金の歳入への組入れ又は納付)

第109条 会計管理者は、令第165条の5第2項及び第3項の規定により支払を終わない資金を歳入に組み入れ、又は納付させるときは、公金振替の例により指定金融機関にこれを組み入れ、又は納付させなければならない。

(決算資料の提出)

第113条 本庁各課の長は、毎会計年度その所管に係る歳入(地方機関の執行に係るものを除く。)について不納欠損額調書(様式第58号)及び当該年度に係る未収入金繰越調書(様式第59号)を、歳出について歳出不用額説明書(様式第60号)を作成し、6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

2~5 省略

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 住民税及び森林環境税の特例滞納処分による徴収金 省略 特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税 森林環境税に係る徴収金 省略
省略	

(賠償責任)

第234条 法第243条の2の8第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)~(4) 省略

様式第7号(第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係) 納入通知書

(表) 省略

(裏)

省略
指定金融機関
伊予銀行
指定代理金融機関
愛媛銀行
愛媛県信用農業協同組合連合会(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。)
収納代理金融機関
・全国の店舗で納付できる金融機関
みずほ銀行 三井住友銀行
・愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行

式第36号)を債権者に、それぞれに送付しなければならない。この場合において、支払場所が指定金融機関又は指定代理金融機関以外の金融機関であるときは、指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金小切手により送金させるものとする。

(支払を終らない資金の歳入への組入れ又は納付)

第109条 会計管理者は、令第165条の6第2項及び第3項の規定により支払を終わない資金を歳入に組み入れ、又は納付させるときは、公金振替の例により指定金融機関にこれを組み入れ、又は納付させなければならない。

(決算資料の提出)

第113条 本庁各課の長は、毎会計年度その所管に係る歳入(地方機関の執行に係るものを除く。)について不納欠損額調書(様式第58号)及び当該年度に係る未収入金繰越調書(様式第59号)を、歳出について不用額調書(様式第60号)を作成し、6月30日までに会計管理者に提出しなければならない。

2~5 省略

(歳入歳出外現金等の区分)

第115条 県が保管する歳入歳出外現金等は、次表により区分するものとする。

歳入歳出外現金	省略 住民税 _____ の特例滞納処分による徴収金 省略 特別法人事業税に係る徴収金及び地方法人特別税 _____ 省略
省略	

(賠償責任)

第234条 法第243条の2の2第1項後段の規定により規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為についてそれぞれ当該各号に定めるものとする。

(1)~(4) 省略

様式第7号(第17条 第20条、第22条、第28条 第30条、第202条、第225条、別表第4関係) 納入通知書

(表) 省略

(裏)

省略
全国の店舗で納付できる金融機関
みずほ銀行 三井住友銀行
愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。)
愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
観音寺信用金庫

百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
 観音寺信用金庫
 省略
 省略

省略
 省略

様式第11号（第24条、第117条の2、第198条、第225条関係） 払込書

様式第11号（第24条、第117条の2、第198条、第225条関係） 払込書

様式第11号（その1） 省略
 様式第11号（その2）

様式第11号（その1） 省略
 様式第11号（その2）

（表） 省略
 （裏）

（表） 省略
 （裏）

省略
指定金融機関
 伊予銀行
指定代理金融機関
 愛媛銀行
 愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。）
収納代理金融機関
 ・全国の店舗で納付できる金融機関
 みずほ銀行 三井住友銀行
 ・愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
 観音寺信用金庫
 省略
 省略

省略
全国の店舗で納付できる金融機関
 みずほ銀行 三井住友銀行
愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
 伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。）
 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
 観音寺信用金庫
 省略
 省略

様式第11号（その3） 省略
 様式第11号（その4） 省略

様式第11号（その3） 省略
 様式第11号（その4） 省略

様式第12号（第26条、第225条関係） 納入通知書（国庫支出金等）

様式第12号（第26条、第225条関係） 納入通知書（国庫支出金等）

（表） 省略
 （裏）

（表） 省略
 （裏）

省略
指定金融機関
 伊予銀行
指定代理金融機関
 愛媛銀行
 愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。）
収納代理金融機関
 ・全国の店舗で納付できる金融機関
 みずほ銀行 三井住友銀行
 ・愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫

省略
全国の店舗で納付できる金融機関
 みずほ銀行 三井住友銀行
愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
 伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。）
 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行

用金庫 四国労働金庫
 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
 観音寺信用金庫

省略

省略

行
 観音寺信用金庫

省略

省略

様式第32号（第64条、第198条、第200条、第220条の2、第225条、様式第25号関係） 返納通知書

（表） 省略
 （裏）

様式第32号（第64条、第198条、第200条、第220条の2、第225条、様式第25号関係） 返納通知書

（表） 省略
 （裏）

省略

指定金融機関
 伊予銀行
 指定代理金融機関
 愛媛銀行
 愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。）
 収納代理金融機関
 ・全国の店舗で納付できる金融機関
 みずほ銀行 三井住友銀行
 ・愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
 観音寺信用金庫

省略

省略

省略

全国の店舗で納付できる金融機関
 みずほ銀行 三井住友銀行
 愛媛県内の店舗で納付できる金融機関
 伊予銀行 愛媛銀行 愛媛県信用農業協同組合連合会（指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。）
 愛媛信用金庫 宇和島信用金庫 東予信用金庫 川之江信用金庫 四国労働金庫
 愛媛県信用漁業協同組合連合会 中国銀行 広島銀行 山口銀行 阿波銀行
 百十四銀行 四国銀行 徳島大正銀行 香川銀行 高知銀行
 観音寺信用金庫

省略

省略

様式第36号（その2）を削り、同様式（その1）を同様式とする。
 様式第59号及び様式第60号を次のように改める

歳 出 不 用 額 説 明 書

年 月 日

愛媛県会計管理者 様

本庁各課の長

年度 会計

予算計上課

科 目				金 額			内 訳			不用額を生じた理由
款	項	目	名 称			円	そ の 他			
							特定財源の減収に ともなう抑制額	節約による額	純不用額	

令和6年3月29日

愛 媛 県 報

第496号

様式第87号及び様式第88号を次のように改める。

年 度 歳 入 歳 出 外 現 金 保 管 状 況 調 書

年 月 日

愛媛県会計管理者（出納室長）

様

本庁各課（執行機関）の長

出納区分

本庁各課（地方機関）名

区 分	決議番号	帳票区分	決議／受払日	金 額	摘要／債権債務者名	保管状況の説明

注1 区分ごとに別葉とすること。

2 毎年度末日における保管の状況について作成すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある改正前の愛媛県会計規則様式第7号、様式第11号（その2）、様式第12号及び様式第32号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第261号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎三丁目1番1号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日
トヨタファイナンス株式会社	愛知県名古屋市区西牛島町6番1号	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日
株式会社愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	ふるさと愛媛応援寄附金に係る寄附金歳入	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日

○愛媛県告示第262号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる水域について、水質汚濁に係る環境基準の水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）の別表2の1(1)に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定し、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

なお、伊予灘、宇和海、重信川に係る水質環境基準水域類型の指定（昭和49年4月愛媛県告示第421号）のうち石手川（甲）に係る部分、銅山川水系等に係る水質環境基準水域類型の指定（昭和52年9月愛媛県告示第1034号）のうち仁淀川（甲）及び仁淀川（乙）に係る部分並びに水質環境基準水域類型の指定（昭和53年12月愛媛県告示第1377号）のうち蒼社川水域に係る部分は、廃止する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

水 域		該当類型	達成期間
重信川水域	石手川（甲）（石手川のうち遍路橋より下流であって、重信川との合流地点までをいう。）	B	直ちに達成
仁淀川水域	仁淀川水域（仁淀川本川のうち、県境より上流の区間、割石川（面河ダム（割石川のうち、市口橋より下流面河ダムまでの区間をいう。）の区間を除く。）、坂瀬川、東川、直瀬川、黒妙川、久万川、大川、二名川、父野川、前川、黒川、高野川、高野本川及び茗荷谷川をいう。）	AA	直ちに達成
蒼社川水域	蒼社川水域（蒼社川本川、玉川及び木地川をいう。）	AA	直ちに達成

○愛媛県告示第263号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
斎藤クリニック	今治市吉海町仁江16番地2号	令和5年10月1日
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡一丁目870番地3	令和5年10月1日
マイ薬局 大洲店	大洲市東大洲84番地1	令和5年10月1日

宮 窪 診 療 所	今治市宮窪町宮窪5250番地の1	令和5年10月1日
ウイング薬局 伊予上野店	伊予市上野1462番地10	令和5年11月1日
光琳堂薬局 中萩店	新居浜市本郷3丁目4番23号	令和5年11月1日
三 崎 薬 局	西宇和郡伊方町三崎1519	令和5年11月1日

○愛媛県告示第264号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人青峰会くじらクリニック	八幡浜市五反田1番耕地1046番地1	令和5年3月31日
山田歯科クリニック	新居浜市宇高町二丁目2番46号	令和5年9月12日
斎藤クリニック	今治市吉海町仁江16-2	令和5年9月30日
八幡浜中央薬局	八幡浜市江戸岡一丁目870番地3	令和5年9月30日
マイ薬局大洲店	大洲市東大洲84-1	令和5年9月30日
宮窪診療所	今治市宮窪町宮窪5250番地の1	令和5年9月30日

○愛媛県告示第265号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により、

○愛媛県告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	正光会今治訪問看護ステーション	今治市高市甲786番地13	令和5年10月1日

○愛媛県告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
愛媛医療生活協同組合	松山市来住町1091-1	指定居宅介護支援事業所伊予診療所	（変更後） 伊予市米湊834番地20	平成30年9月15日
			（変更前） 伊予市米湊736-3	

○愛媛県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
櫻井歯科医院	宇和島市新町1-3	令和5年10月31日

○愛媛県告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条第2項の規定により、指定医療機関から次のように再開した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
矢野整形外科	西予市宇和町卯之町三丁目359	令和5年10月1日

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護ステーションしのみ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年3月31日

○愛媛県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護ステーションしのみ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年3月31日
有限会社マイン	松山市喜与町1-3-1	マイ薬局大洲店	大洲市東大洲84-1	令和5年9月30日

○愛媛県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	居宅介護支援事業所しのみ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年9月30日

○愛媛県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

介護予防事業者の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	訪問看護ステーションしのみ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年3月31日
有限会社マイン	松山市喜与町1-3-1	マイ薬局大洲店	大洲市東大洲84-1	令和5年9月30日

○愛媛県告示第273号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の規定による指定が効力を失った。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

1 指定が失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類
- (2) 2-{[(4-ブトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}-N,N-ジエ

- チルエタン - 1 - アミン及びその塩類
- (3) 1 - (ベンゾ [d] [1 , 3] ジオキソール - 5 - イル) - 2 - (プロピルアミノ) ブタン - 1 - オン及びその塩類
- (4) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日
令和6年3月16日

○愛媛県告示第274号

愛媛県売春防止対策本部設置規程（昭和33年1月愛媛県告示第80号）は、令和6年3月31日限り、廃止する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第275号

愛媛県立さつき寮運営規程（昭和39年6月愛媛県告示第495号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(入寮)</p> <p>第2条 困難な問題を抱える女性 _____ でさつき寮に入寮しようとする者は、寮長に対し、入寮申請書（第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2 寮長は、前項の者について入所による支援の適否等を審査し、入寮者を決定する。</p> <p>(入寮者の義務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(退寮)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 寮長は、入寮者について入所による支援の必要がなくなったとき、又は在寮を不相当と認めたときはその者に対し、退寮を命ずることができる。</p> <p>第1号様式（第2条関係） 入寮申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;">申請者 氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所 _____ を希望する理由</td> <td></td> </tr> </table>	省略	申請者 氏名 _____	省略		入所 _____ を希望する理由		<p>(入寮)</p> <p>第2条 要保護女子及び配偶者等からの暴力を受けた女性でさつき寮に入寮しようとする者は、寮長に対し、入寮申請書（第1号様式）を提出しなければならない。</p> <p>2 寮長は、前項の者について収容保護 _____ の適否等を審査し、入寮者を決定する。</p> <p>(入寮者の義務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 入寮者のうち要保護女子は、忠実に更生に務めなければならない。</p> <p>(退寮)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 寮長は、入寮者について収容保護 _____ の必要がなくなったとき、又は在寮を不相当と認めたときはその者に対し、退寮を命ずることができる。</p> <p>第1号様式（第2条関係） 入寮申請書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;">申請者 氏名 _____ ㊟</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収容保護を希望する理由</td> <td></td> </tr> </table> <p>注 記名押印に代えて署名することができる。</p>	省略	申請者 氏名 _____ ㊟	省略		収容保護を希望する理由	
省略	申請者 氏名 _____												
省略													
入所 _____ を希望する理由													
省略	申請者 氏名 _____ ㊟												
省略													
収容保護を希望する理由													

○愛媛県告示第276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、東温市上村地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・源平谷地区）計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和6年4月1日から4月26日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第277号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、松山市平田町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・鳥越地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和6年4月1日から4月26日まで

3 縦覧場所

松山市役所本庁

○愛媛県告示第278号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、<u>補助金の交付を受けた事業（以下「造林補助事業」という。）の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。</u>）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できないものにおいて、協定（市町にあつては森林所有者と、森林所有者にあつては地方公共団体と、次条第3号ウに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、<u>造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。</u>）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>ウ 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線その他のその機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、協定（市町にあつては森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と、次条第4号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者との間で締結する協定であつて、<u>造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。</u>）に基づいて実施する人工造林等の森林施業</p> <p>エ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>（補助金の交付条件）</p> <p>第9条 補助金の交付を受けたもの（第6条第2項の規定により補</p>	<p>（補助対象事業の内容等）</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、<u>施業後</u> _____ おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できないものにおいて、協定（市町にあつては森林所有者と、森林所有者にあつては地方公共団体と、次条第3号ウに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、<u>施業後</u> _____ おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>ウ 重要インフラ施設周辺森林整備 鉄道、道路、送配電線その他のその機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（以下「重要インフラ施設」という。）周辺の森林について、協定（市町にあつては森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と、次条第4号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者との間で締結する協定であつて、<u>施業後</u> _____ おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。）に基づいて実施する人工造林等の森林施業</p> <p>エ 省略</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>（補助金の交付条件）</p> <p>第9条 補助金の交付を受けたもの（第6条第2項の規定により補</p>

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）
森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～5 省略		
6 枝打ち	(1) 省略	
	(2) 齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	省略
	(3) 省略	
7～12 省略		

備考

1～4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		

備考

1～4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

2 被害森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～11 省略		

備考

1～4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく

交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）
森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～5 省略		
6 枝打ち	(1) 省略	
	(2) 齢級以下の林分において_____間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	省略
	(3) 省略	
7～12 省略		

備考

1～4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（_____当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		

備考

1～4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（_____当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

2 被害森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～11 省略		

備考

1～4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（_____当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づく

ものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~11 省略		

備考

1~4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

4 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~10 省略		

備考

1~4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年(当該森林作業道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

ものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~11 省略		

備考

1~4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年(_____ 当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

4 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1~10 省略		

備考

1~4 省略

5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年(_____ 当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間)先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

○愛媛県告示第279号

愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定は、令和5年11月29日以後実施する補助金について適用し、同日前実施の補助金については、なお従前の例による。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業の種類)</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>特定機能回復事業</u></p> <p>ア~ウ 省略</p>	<p>(補助対象事業の種類)</p> <p>第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>特定森林再生事業</u></p> <p>ア~ウ 省略</p>

工 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

オ 省略

(3)・(4) 省略

（補助対象事業の内容等）

第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省略

(2) 特定機能回復事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア～ウ 省略

工 林相転換特別対策（特定スギ人工林） 林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源となるスギを主体とする人工林であつて、自助努力では伐採及び植替えが進まない森林について、協定（市町にあつては森林所有者と、次条第5号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。）に基づいて実施する一貫作業等の森林施業

オ 省略

(3)・(4) 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 特定機能回復事業の森林緊急造成にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者（市町の所有する森林のうち、これらの者が施業を行う森林と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で施業を行う者を含む。）、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

(3) 特定機能回復事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者 ア～ウ 省略

(4) 特定機能回復事業の重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林以外の森林で森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者又は市町の所有する重要インフラ施設周辺の森林において、その所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

(5) 特定機能回復事業の林相転換特別対策（特定スギ人工林）に

工 省略

(3)・(4) 省略

（補助対象事業の内容等）

第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省略

(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア～ウ 省略

工 省略

(3)・(4) 省略

（事業主体）

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(2) 特定森林再生事業の森林緊急造成にあつては、次に掲げる者（市町にあつては森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者又は寄付若しくは分収林契約（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第3項に規定する分収林契約をいう。）の解除により公有化した森林で施業を行う者（市町の所有する森林のうち、これらの者が施業を行う森林と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林で施業を行う者を含む。）、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

(3) 特定森林再生事業の被害森林整備にあつては、次に掲げる者 ア～ウ 省略

(4) 特定森林再生事業の重要インフラ施設周辺森林整備にあつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林以外の森林で森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結した者又は市町の所有する重要インフラ施設周辺の森林において、その所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体、森林所有者及び重要インフラ施設の管理者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア～オ 省略

あつては、次に掲げる者（市町にあつてはその所有する森林で事業を実施する者、森林所有者と協定を締結した者、森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で施業を行う者、市町以外の事業主体にあつてはその所有する森林以外の森林で地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して施業を行う者に限る。）

ア 市町

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 森林所有者の団体

オ 民間事業者

(6) 特定機能回復事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア～キ 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省略

(2) 特定機能回復事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（森林緊急造成であり、かつ、市町の所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業にあつては次条の規定による補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ヘクタール以上、水田跡地の人工造林にあつては1施行地の面積が0.05ヘクタール以上、林相転換特別対策（特定スギ人工林）にあつては1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5ヘクタールとし、伐区は連たんしないものとする。）であるもの

(3)・(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第3号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第2条第2号アからエまでに掲げる施業にあつては、当該施業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき（同条第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするときを除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(5) 特定森林再生事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア～キ 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

（補助対象事業の規模）

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 省略

(2) 特定森林再生事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（森林緊急造成であり、かつ、市町の所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであつて、激甚災害による被害の復旧を行う森林において行う事業にあつては次条の規定による補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が2.5ヘクタール以上、水田跡地の人工造林にあつては1施行地の面積が0.05ヘクタール以上 _____) であるもの

(3)・(4) 省略

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第3号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（第2条第2号アからウまでに掲げる施業にあつては、当該施業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間）に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき（同条第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするときを除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(2) 省略

4～6 省略

別表第2（第3条関係）

特定機能回復事業

1～3 省略

4 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

区分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1 一貫作業	標準伐期齢以上の林で行う林相転換を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地ごしらえ、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）の各作業を並行又は連続して行うものとする。	査定経費の10分の4	
2 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上	
3 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備 ア 施設等整備	別表第1 11(1)アに同じ。	同上
	イ 施設整備 イ 施設改良	別表第1 11(1)イに同じ。	同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 11(2)に同じ。	同上
(3) 林床保全整備	別表第1 11(3)に同じ。	同上	
4 森林作業道整備	別表第1 12に同じ。	同上	

備考

- 1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては、1ヘクタール当たり1,000本以上2,000本以下を基本とする。
- 2 補助対象とする事業は、1及び2の施業にあつては、次の全てに該当するものとする。
 - (1) スギ花粉発生源対策推進方針に基づき県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において実施すること。
 - (2) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。
 - (3) 伐採すれば著しく土砂が崩壊し、又は流出するおそれがある箇所ではないこと。
- 3 附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備のうち施設改良を除く。）は、1又は2のいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 4 森林作業道整備は、次の全てに該当するものとする。
 - (1) 1又は2のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるものであること。
 - (2) 事業実施後に当該森林作業道の管理者が書面において明らかなものであること。
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業

(2) 省略

4～6 省略

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1～3 省略

道整備の完了した年度の翌年度の初日から起算することとし、当該森林作業道整備後に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合に於ては、これらの計画の期間内又は5年以内のいずれか短い期間）先行して実施することができる。ただし、当該期間内に施業が実施されなかつた場合は、その事由を明らかにするものとする。

5 省略

4 省略

○愛媛県告示第280号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市洲之内字天神谷乙51・乙52（以上2筆について次の図に示す部分に限る）、乙50の1、乙55の1、乙62の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神谷乙50の1・乙55の1・乙62の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙51、乙52
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所
四国中央市富郷町豊坂丙229、丙230、丙256
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
富郷町豊坂丙229・丙230・丙256（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以

上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第282号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで
	7月から9月まで	1.0トン
	10月から12月まで	1.0トン
	1月から3月まで	3.0トン
	総計	10.0トン

○愛媛県告示第283号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業	5.0トン

○愛媛県告示第284号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、するめいかに関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7

年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
愛媛県するめいか漁業	現行水準

○愛媛県告示第285号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

名称	住所又は事務所の所在地	納付の委託を受けることができる歳入等	納付の委託を受けることができる期間	指定年月日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号グランドフロント大阪タワーA	愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)別表5の表1の項、2の項、6の項及び6の2の項に掲げる手数料	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	令和6年3月21日

○愛媛県告示第286号

愛媛県工事検査規程(昭和63年4月愛媛県告示第509号)の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																				
<p>(検査の実施)</p> <p>第6条 検査は、実地において行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 特殊なものの検査について、公的な説明又はこれに類するものをもつて検査に代えることができる場合</p> <p>(2) 図面、写真、書類等により、工事の適否の判定に支障がない場合</p> <p>(完成検査)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 工事検査復命書及び工事検査済通知書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 工事中の写真及び完成写真</p> <p>(4) 省略</p> <p>(中間検査)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 第11条第2項、第13条及び前条第2項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書及び工事検査済通知書には、工程表と実績とを対比した書類、<u>その他必要な書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>様式第3号(第11条、第14条、第18条、第21条、第22条、様式第5号関係) 工事検査復命(済通知)書</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">検査</td> <td>所属年度</td> <td rowspan="2">工事番号</td> <td colspan="2">施工箇所</td> <td rowspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市</td> <td>町</td> <td>大字</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事</td> <td colspan="2">省略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> </table>	省略					検査	所属年度	工事番号	施工箇所		省略		都市	町	大字	工事	省略					省略					<p>(検査の実施)</p> <p>第6条 検査は、実地において行わなければならない。ただし、特殊なものの検査については、公的な説明又はこれに類するものをもつて検査に代えることができる。</p> <p>(完成検査)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 工事検査復命書及び工事検査済通知書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 工事中の写真、完成写真及び検査状況の写真</p> <p>(4) 省略</p> <p>(中間検査)</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 第11条第2項、第13条及び前条第2項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書及び工事検査済通知書には、工程表と実績とを対比した書類、<u>中間検査状況の写真</u>その他必要な書類を添付しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>様式第3号(第11条、第14条、第18条、第21条、第22条、様式第5号関係) 工事検査復命(済通知)書</p> <table border="1"> <tr><td colspan="5">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">検査</td> <td>所属年度</td> <td rowspan="2">工事番号</td> <td colspan="2">施工箇所</td> <td rowspan="2">省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市</td> <td>町</td> <td>大字</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事</td> <td colspan="2">省略</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="5">省略</td> </tr> </table>	省略					検査	所属年度	工事番号	施工箇所		省略		都市	町	大字	工事	省略					省略				
省略																																																					
検査	所属年度	工事番号	施工箇所		省略																																																
			都市	町		大字																																															
工事	省略																																																				
	省略																																																				
省略																																																					
検査	所属年度	工事番号	施工箇所		省略																																																
			都市	町		大字																																															
工事	省略																																																				
	省略																																																				

省略

注 不要な文字又は欄は、抹消すること。

省略

注 1 不要な文字又は欄は、抹消すること。

2 指摘事項欄は、朱書すること。

○愛媛県告示第287号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和6年3月29日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3850600416	株式会社チアフル	愛媛県東温市志津川南4丁目8番地25	山田圭吾	放課後等デイサービス	プラス	愛媛県西条市三津屋南2番59	令和6年3月1日

○愛媛県告示第288号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和6年3月29日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3811300304	四国中央市	愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号	篠原実	短期入所	四国中央市太陽の家北館（成人部）	愛媛県四国中央市妻島町乙16番地	令和6年2月1日
3810201131	特定非営利活動法人マインド	愛媛県今治市旦字柳ヶ下甲287番5	武田典彦	短期入所	グループホームK I M I	愛媛県今治市神宮字下田甲384番1	令和6年2月1日
3820200974	特定非営利活動法人マインド	愛媛県今治市旦字柳ヶ下甲287番5	武田典彦	共同生活援助	グループホームK I M I	愛媛県今治市神宮字下田甲384番1	令和6年2月1日
3820500845	特定非営利活動法人ふくしの森オーリーブ	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川1633番地1	千葉卓朗	共同生活援助	障がい者グループホーム perch	愛媛県新居浜市田の上3-5-49	令和6年2月1日
3811300817	株式会社 フロンティア	愛媛県新居浜市垣生四丁目1番29号	馬越健	就労継続支援B型	もあ	愛媛県四国中央市豊岡町大町1412番地1	令和6年3月1日

○愛媛県告示第289号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年3月29日

愛媛県東予地方局長 客本宗嗣

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3810600738	有限会社サン電子	愛媛県西条市飯岡庚川3972番地1	竹久保洋子	行動援護	マーカバの輪ヘルパーズ	愛媛県西条市飯岡2434番地29	令和6年2月21日

○愛媛県告示第290号

東温市上村土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市上村土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市上村土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
令和6年4月1日から令和6年4月26日まで
- 3 縦覧場所
東温市役所本庁

○愛媛県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1027番1地先から 同町万年1027番1まで	旧	メートル 5.0~16.7	キロメートル 0.182	
		伊予郡砥部町万年1027番1から 同町万年1202番1まで	旧	6.3~10.0	0.030	
		伊予郡砥部町万年1202番1から 同町万年1027番6まで	旧	6.3~9.0	0.025	
		伊予郡砥部町万年1027番1地先から 同町万年1027番1まで	新	8.8~23.0	0.167	
"	松山東部環状線	松山市吉藤5丁目1462番1地先から 同市吉藤5丁目1466番2まで	旧	6.2~17.2	0.082	
		松山市吉藤5丁目1462番1から 同市吉藤5丁目1466番4まで	新	11.7~47.5	0.082	

○愛媛県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年1027番1地先から 同町万年1027番1まで	令和6年3月29日
"	松山東部環状線	松山市吉藤5丁目1462番1から 同市吉藤5丁目1466番4まで	"

○愛媛県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年3月29日

愛媛県中予地方局長 馬越祐希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第37号 令和6年3月18日	東温市上村字土居鼻甲855番2	松山市平井町1496番地4 セレナ・カーサA201号 寺尾由崇 寺尾由崇

○愛媛県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲1077番1から 同町大竹甲1075番1まで	旧	メートル 6.0～6.8	キロメートル 0.181	
			新	6.0～12.8	0.181	

○愛媛県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹甲1077番1から 同町大竹甲1075番1まで	令和6年3月29日

○愛媛県告示第296号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町有網代字下り松368番10地先から 同町有網代字下り松368番1地先まで	旧	メートル 17.4～35.4	キロメートル 0.072	
		西予市三瓶町有網代字下り松368番10地先から 同町有網代字下り松368番1地先まで	新	10.4～28.2	0.072	

○愛媛県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	西予市野村町野村10号344番5から 同町野村10号238番2まで	令和6年3月29日

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（新居浜市）（平成13年8月10日付け公告）の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように改める。

2 区域

新居浜市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の用途地域並びに国有林及び官行造林地）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（臨時休業）</p> <p><u>第9条</u> 校長は、感染症の予防上必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。この場合において、校長は、次の事項を具し、速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>（臨時休業日の報告）</p> <p>第9条 <u>施行規則第104条又は第113条において準用する施行規則第63条の規定により臨時休業を行ったときは、</u></p> <p>校長は、次の事項を具し、速やかに教育長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校教職員設置規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第9条</u> 寄宿舎を設ける学校に、寮務主任及び舎監を置くものとする。</p> <p>2 寮務主任及び舎監は、その学校の指導教諭又は教諭（高等学校に置く舎監にあつては、指導教諭、教諭又は講師（常時勤務の者に限る。））をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p>	<p>第9条 寄宿舎を設ける学校に、寮務主任及び舎監を置く_____。</p> <p>2 寮務主任及び舎監は、その学校の指導教諭又は教諭_____をもつて充てる。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第1号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県教育委員会
教育長 田 所 竜 二

愛媛県教職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

愛媛県教職員安全衛生管理規程（平成21年愛媛県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 安全衛生管理体制（第4条一第16条）</p> <p>第3章 健康障害等の予防措置（第17条一第20条）</p> <p>第4章 健康診断等（第21条一第24条）</p> <p>第5章 雑則（第25条一第27条）</p> <p>附則</p> <p>（化学物質管理者）</p> <p><u>第10条</u> 労安省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う機関に化学物質管理者を置く。</p> <p><u>2</u> 化学物質管理者は、当該機関の長の指揮を受け、労安省令第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。</p> <p><u>3</u> 化学物質管理者は、当該機関の安全衛生管理者が当該機関の教職員のうちから選任する。</p> <p><u>4</u> 安全衛生管理者は、化学物質管理者を選任したときは、遅滞なく化学物質管理者選任報告書（様式第4号）を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。</p> <p>（保護具着用管理責任者）</p> <p><u>第11条</u> 労安省令第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として、教職員に保護具を使用させる機関に保護具着用管理責任者を置く。</p> <p><u>2</u> 保護具着用管理責任者は、当該機関の長の指揮を受け、労安省令第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理する。</p> <p><u>3</u> 保護具着用管理責任者は、当該機関の安全衛生管理者が当該機関の教職員のうちから選任する。</p> <p><u>4</u> 安全衛生管理者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、遅滞なく保護具着用管理責任者選任報告書（様式第5号）を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>（県立学校衛生委員会）</p> <p><u>第15条</u> 省略</p> <p><u>2</u> 県立学校衛生委員会は、当該県立学校における第13条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 安全衛生管理体制（第4条一第14条）</p> <p>第3章 健康障害等の予防措置（第15条一第18条）</p> <p>第4章 健康診断等（第19条一第22条）</p> <p>第5章 雑則（第23条一第25条）</p> <p>附則</p> <p><u>第10条</u> 省略</p> <p><u>第11条</u> 省略</p> <p><u>第12条</u> 省略</p> <p>（県立学校衛生委員会）</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p><u>2</u> 県立学校衛生委員会は、当該県立学校における第11条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述</p>

べることができる。

3～5 省略

6 第13条第6項及び第7項の規定は、県立学校衛生委員会について準用する。

7 省略

(総合教育センター衛生委員会)

第16条 省略

2 総合教育センター衛生委員会は、総合教育センターにおける第13条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述べることができる。

3～5 省略

6 第13条第6項及び第7項の規定は、総合教育センター衛生委員会について準用する。

7 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

第26条 省略

第27条 省略

別表第2 (第21条関係)

健康診断及びストレスチェックの種類及び内容

種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 身長・体重・ 視力・聴力・ 腹囲検査 胸部X線C R 撮影検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査 糖尿病検査 尿検査(糖・ 蛋白・ウロピ リノーゲン・ 潜血) 心電図検査 その他必要な 検査	1年 に1 回	<u>労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成10年6月労働省告示第88号)により、検査項目を省略する場合がある。</u>

べることができる。

3～5 省略

6 第11条第6項及び第7項の規定は、県立学校衛生委員会について準用する。

7 省略

(総合教育センター衛生委員会)

第14条 省略

2 総合教育センター衛生委員会は、総合教育センターにおける第11条第2項各号に掲げる事項のうち衛生に関する事項について調査審議し、総括安全衛生管理者及び教育委員会安全衛生委員会に対し意見を述べることができる。

3～5 省略

6 第11条第6項及び第7項の規定は、総合教育センター衛生委員会について準用する。

7 省略

第15条 省略

第16条 省略

第17条 省略

第18条 省略

第19条 省略

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

第23条 省略

第24条 省略

第25条 省略

別表第2 (第19条関係)

健康診断及びストレスチェックの種類及び内容

種類	対象職員	検査項目	実施回数	備考
一般定期健康診断	全職員	1次検診 問診 身長・体重・ 視力・聴力・ 腹囲検査 胸部X線C R 撮影検査 血圧測定検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 痛風検査 腎機能検査 糖尿病検査 尿検査(糖・ 蛋白・ウロピ リノーゲン・ 潜血) 心電図検査 その他必要な 検査	1年 に1 回	(1) <u>労働安全衛生規則第44条第2項の規定に基づき労働大臣が定める基準(昭和47年9月労働省告示第93号)により、検査項目を省略する場合がある。</u> (2) <u>心電図検査の対象職員は、35歳以上の者と</u> <u>する。</u>

		省略		
省略				
その 他の 健康 診断	省略			
	情報機 器作業 従事者 検診	情報機 器作業 従事職 員	省略	
	省略			
	省略			
省略				

		省略		
省略				
その 他の 健康 診断	省略			
	V D T 作業従 事者検 診	V D T 作業従 事職員	省略	
	省略			
省略				

様式第3号の次に次の2様式を加える。

様式第4号（第10条関係） 化学物質管理者選任報告書

化学物質管理者選任報告書

年 月 日

総括安全衛生管理者 様

職名

安全衛生管理者

氏名

機 関 名		
化学物質管理者	選 任 年 月 日	年 月 日
	所 属	
	職 ・ 氏 名	
	生 年 月 日 （ 年 齢 ）	年 月 日 （ 歳 ）
	専 門 的 講 習 修 了 年 月 日	年 月 日
参 考 事 項		

注1 年齢は、選任年月日現在で記入すること。

2 「参考事項」の欄には、選任替えの場合等の理由を記入すること。

様式第5号（第11条関係） 保護具着用管理責任者選任報告書

<p>保護具着用管理責任者選任報告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総括安全衛生管理者 様</p> <p style="text-align: right;">職名</p> <p style="text-align: center;">安全衛生管理者</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>		
機 関 名		
保 護 具 着 用 管 理 責 任 者	選 任 年 月 日	年 月 日
	所 属	
	職 氏 名	
	生 年 月 日 (年 齡)	年 月 日 (歳)
参 考 事 項		

注1 年齢は、選任年月日現在で記入すること。

2 「参考事項」の欄には、選任替えの場合等の理由を記入すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会公告

○公 告

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）を次の要領で実施する。

令和6年3月29日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

(1) 県内会場

区 分	期 日	場 所
小 学 校 教 員	令和6年7月20日（土）から 21日（日）まで	松山市立城西中学校 （松山市竹原三丁目 19番35号）
中 学 校 教 員 （各 教 科）	令和6年7月20日（土）から 21日（日）まで	松山市立勝山中学校 （松山市清水町三丁 目148番地2）
高 等 学 校 教 員 （各 教 科）	令和6年7月20日（土）から 21日（日）まで	松山北高等学校 （松山市文京町4番 地1）
特別支援学校教員		
養 護 教 員	令和6年7月20日（土）から 21日（日）まで	松山市立勝山中学校 （松山市清水町三丁 目148番地2）

注1 区分間の併願は認めない。
2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者（大学3回生等特別選考で第1次選考試験に合格した者を除く。）に通知する。

3 受験申込受付期間

令和6年4月18日（木）から5月30日（木）まで

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条各号のいずれにも該当しない者

(2) 昭和40年4月2日以降に出生した者

大学3回生等特別選考により志願する者にあつては、昭和41年4月2日以降に出生し、令和6年5月30日時点において大学3回生等（大学、大学院、短期大学及び専門学校における標準的な修業年限の最終年次の1年前の年次をいう。）であるもの

(3) 試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を有する者又は令和7年3月31日までに当該免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの（社会人特別選考により志願する者にあつては、試験区分に相当する教員免許状（臨時免許状を除く。）を有しない者で、令和7年3月31日までに愛媛県教育委員会が実施する教育職員検定に合格し特別免許状の授与が見込まれるもの）

大学3回生等特別選考により志願する者にあつては、令和8

年3月31日までに試験区分に相当する教員免許状（特別免許状及び臨時免許状を除く。）を取得する見込みのもの

注 大学3回生等特別選考により志願する者は、令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）にあつては、第1次選考試験のみ受験することができ、当該試験の合格者は令和8年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（前期選考試験）第1次選考試験を免除する。

5 受験申込手続及び試験方法

令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、下記まで問い合わせること。

<問合せ先>

志 願 種 別	宛 先
小 学 校 教 員 志 願 者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912-2942
中 学 校 教 員 志 願 者	
高 等 学 校 教 員 志 願 者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912-2952
特別支援学校教員志願者	
養 護 教 員 志 願 者	〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912-2942

7 その他

小学校教員、中学校教員、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者を対象に現職教員特別選考を、高等学校教員又は特別支援学校教員を志願する者を対象に教職経験者特別選考を後期選考試験において実施する。ただし、前期選考試験の受験申込みをしていない者に限る。

詳細は、志願要項のほか、別途定める「令和7年度愛媛県公立学校教員採用選考試験後期選考試験実施要項」（8月下旬公表予定）を参照すること。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1270

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-43）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表		別表第10（第3条関係） 級 別 職 務 区 分 表	
1 省略		1 省略	
2 公安職給料表級別職務区分表		2 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
2級	主任（2級）に相当する伝令、分隊長、教官、 <u>課付又は署付</u> 巡査長（2級）に相当する課付又は署付	2級	主任（2級）に相当する伝令、分隊長、教官又は課付 _____
3級	係長（3級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、 <u>課付又は署付</u> 主任（3級）に相当する伝令、分隊長、教官、 <u>課付又は署付</u> 巡査長（3級）に相当する課付又は署付	3級	係長（3級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官又は課付 _____
4級	上席係長（4級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、 <u>課付若しくは署付</u> 係長（4級）に相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、 <u>課付又は署付</u> 主任（4級）に相当する伝令、分隊長、教官、 <u>課付又は署付</u> 巡査長（4級）又はこれに相当する課付若しくは署付	4級	上席係長（4級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 _____
5級	省略 上席係長（5級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、 <u>課付若しくは署付</u> 係長（5級）に相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官、 <u>課付又は署付</u>	5級	省略 上席係長（5級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、交番所長、交番副所長、警備派出所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 _____
省略		省略	
3～8 省略		3～8 省略	

附 則

この規則は、令和6年3月31日から施行する。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年3月29日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

名 称	住 所	代表者の氏名	特定講習を行う事務所の名称	特定講習を行う事務所の所在地	特定講習の種別	指 定年月日
今治交通株式会社	今治市小泉五丁目11番21号	阿部 精次郎	今治中央自動車教習所	今治市小泉五丁目11番21号	取消処分者講習	令和6年3月29日

県 議 会 告 示

○愛媛県議会告示第2号

愛媛県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県議会議長 三 宅 浩 正

情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 情報通信技術を活用した愛媛県議会の活動の推進に関する条例（令和6年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）の規定に基づき、議会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (2) 電子証明書 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

イ 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、これらと同等の機能を有する電磁的記録として議長が定めるもの

(電子情報処理組織を使用した申請等)

第3条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議長の定める申請等について、議長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、議長の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を条例第3条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 規則等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 議会等は、第1項の規定により申請等が行われるときは、当該申請等を書面等により行うときに他の規則等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等について、議長の定めるところにより、当該書面等の提出を省略させることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 議会等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとす

る。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 議会等は、条例第5条第1項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第6条 議会等は、条例第6条第1項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第3条第2項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第8条 議会等に対して行われ、又は議会等が行う手続等(条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県議会告示第3号

議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成18年3月24日議会告示第1号)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

愛媛県議会議長 三宅浩正

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県企業職員被服貸与規程の一部を改正する管理規程

愛媛県企業職員被服貸与規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
貸 与 基 準					貸 与 基 準				
貸与を受ける者	品 名	数量	着用期間	貸与期間	貸与を受ける者	品 名	数量	着用期間	貸与期間
自動車運転員、 作業員、設備保 安員及び庁務員 の業務に従事す る職員	作 業 衣	2着	年間	2年	自動車運転員、 作業員、設備保 安員及び庁務員 の業務に従事す る職員	作 業 衣	1着	年間	1年
	作業ズボン	2着	省略			作業ズボン	1着	省略	
	作 業 衣 <u>(夏)</u>	2着	夏期	〃					
	作業ズボン <u>(夏)</u>	2着	〃	〃					
	防 寒 服	1着	冬期	3年					
	ゴ ム 長 靴	1足	年間	2年					
	雨 が つ ば	1着	〃	〃					
	作 業 帽	1個	〃	1年		作 業 帽	1個	〃	〃
省略				省略					

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

○愛媛県公営企業管理規程第3号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年3月29日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）					
名 称	区 分	単位	金 額	備考	名 称	区 分	単位	金 額	備考	
省略					省略					
脳ドック	<u>人間ドックと併せて受 けない場合</u>	1回	37,510円		脳ドック	愛媛県立 今治病院 及び愛媛 県立南宇 和病院	<u>人間ドック と併せて受 けない場合</u>	1回	37,510円	
							<u>人間ドック と併せて受 ける場合</u>	1回	26,840円	

	人間ドックと併せて受ける場合	1回	26,840円			人間ドックと併せて受けない場合	1回	43,890円		
						人間ドックと併せて受ける場合	1回	29,810円		
省略										
妊産婦定期診察料	助産に係る資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものに係るもの	1回	5,000円			助産に係る資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものに係るもの	1回	4,900円		
	上記以外のもの	1回	5,500円			上記以外のもの	1回	5,390円		
省略										

注 省略

附 則

この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和6年3月29日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 長谷川 彰 一

1 試験日、受験申請の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験申請受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第2回	令和6年 10月20日（日）	（書面申請、電子申請とも） 令和6年8月27日（火）～9月6日（金） ※電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の終日です。	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL：089-932-8808 FAX：089-935-4484 受付時間（土日、祝日を除く。） 9：00～17：00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット 利用
第3回	令和7年 2月1日（土）	（書面申請、電子申請とも） 令和6年12月6日（金）～12月17日（火） ※電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の終日です。	電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）業務部電子申請室 TEL：0570-07-1000（専用） 問い合わせ時間（土日、祝日を除く。） 9：00～17：00	

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等

次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区 分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 （集合時刻）
第2回 （R6.10.20）	松山市	松山大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、 丙種	【乙種第4類（科目免除なし）】 午前10時又は午後2時半 （集合：午前9時半又は午後2時） 【その他全種類】 午前10時 （集合：午前9時半）

第3回 (R7.2.1)	同上	同上	同上	【乙種第4類(科目免除なし)】 午前10時又は午後2時 (集合:午前9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)
-----------------	----	----	----	---

(備考) 乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区 分	受験地	試 験 会 場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第2回 (R6.10.20)	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、 丙種	午前10時 (集合:午前9時半)
	今治市	今治工業高等学校	同上	同上
	松山市	松山工業高等学校	同上	同上
	宇和島市	吉田高等学校	同上	同上
第3回 (R7.2.1)	松山市	松山工業高等学校	同上	【乙種第4類(科目免除なし)】 午前10時又は午後2時 (集合:午前9時半又は午後1時半) 【その他全種類】 午後2時 (集合:午後1時半)
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	同上	午後2時 (集合:午後1時半)

(備考) 1 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校(高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校)の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。
2 第3回試験の松山工業高等学校会場の乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

3 受験願書用紙、試験案内等の配布場所

- ① (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- ② 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- ③ 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- ④ 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公 告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。
令和6年3月29日

一般財団法人 消防試験研究センター
理事長 長谷川 彰 一

1 試験日、受験申請の受付期間及び受付場所等

区 分	試験日時	受験申請受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第2回	令和6年12月22日(日) 試験開始時刻 午前10時 (集合:午前9時半)	令和6年10月28日(月) ~11月7日(木) ※電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の終日です。	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL:089-932-8808 FAX:089-935-4484 受付時間(土日、祝日を除く。) 9:00~17:00 電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)業務部電子申請室 TEL:0570-07-1000(専用) 問い合わせ時間(土日、祝日を除く。) 9:00~17:00	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット 利用

2 受験地、試験会場及び試験種類

受 験 地	試 験 会 場	試 験 の 種 類
松山市	愛媛大学	甲種：特・1・2・3・4・5類 乙種：1・2・3・4・5・6・7類

3 受験願書用紙、試験案内等の配布場所

- ① (一財) 消防試験研究センター愛媛県支部
- ② 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- ③ 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- ④ 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○愛媛海区漁業調整委員会指示第133号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、同日に愛媛海区漁業調整委員会指示第71号は廃止する。
令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

瀬戸内海（漁業法第152条第2項に規定する瀬戸内海をいう。）のうち愛媛県海域においては、「ふぐ浮延なわ漁業」は営んではならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第134号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

なお、同日に愛媛海区漁業調整委員会指示第33号は廃止する。
令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）においては、ふぐ浮き延なわ漁業を営んではならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第135号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海におけるまき網及び浮敷網漁業の操業制限について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるまき網漁業及び浮敷網漁業は、区画漁業権漁場区域内に設置されている養殖筏及び生簀並びに第2種共同漁業権漁場区域内に設置されている小型定置網（垣網部及び身網部）から100メートル以内の海面では操業してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第136号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、にほんうなぎの採捕の禁止について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 採捕を禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
 - (2) 禁止期間
10月1日から翌年3月31日まで
 - (3) 禁止区域
愛媛海区（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）
 - (4) 適用除外
愛媛県漁業調整規則第47条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。
- 2 指示の有効期間
この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第137号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会
会長 佐々木 護

1 操業の制限

当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会に届出したものは、この限りではない。

2 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

3 操業区域

操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

4 承認証の備え付け等の義務

承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付け

るとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第138号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。
(2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。ただし、県又はその他の試験研究機関が、試験研究のためにする場合は、この限りでない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県海域において竿つり及び手づり（船舶を使用して行うまきえづりを除く。）により水産動物を採捕する場合について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 次の区域においては、陸岸、防波堤、ふ頭その他工作物（以下「陸岸等」という。）からのまきえづり（こませ籠の使用及びだんご釣を含む。）を禁止する。ただし、漁業権者の同意がある場合は、この限りでない。
陸岸等に隣接する次の第3種共同漁業権（以下「第3種」という。）の区域

Table with 3 columns: 共同漁業の免許番号, 漁場の位置, 漁業種類(漁業の名称). Rows include 燧共第51号, 燧共第52号, 燧共第53号, 燧共第54号, 燧共第61号.

Table with 3 columns: 燧共/伊共/宇共番号, 漁場の位置, 漁業種類. Rows include 燧共第97号, 燧共第114号, 燧共第115号, 燧共第116号, 燧共第117号, 燧共第118号, 燧共第127号, 燧共第131号, 伊共第69号, 伊共第114号, 宇共第2号, 宇共第33号.

- (2) 赤土を用いる陸岸等からのまきえづりを禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。
(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第141号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海（愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。）における宝石さんごの採捕について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 定義

この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

宇和海において、宝石さんごを採捕してはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 承認対象者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石さんごを採捕しようとする者
- (2) 宇和海において、令和5年度に宝石さんご漁業を営んでいる者
- (3) その他委員会が認めた者

4 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

5 承認証の備え付けの義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕しようとするときには、承認証を対象漁船に備え付けなければならない。

6 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

7 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

8 意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

9 事務取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

正 誤

○正 誤

令和3年3月26日付け第192号外2愛媛県規則第27号（愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則）中

ページ	箇所	誤			正		
25	第2条	第280条	第276条を除く	第276条を除き、基準条例第4条の規定により読み替えられる	第293条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）
		第293条第1項	この省令	この省令（基準条例第4条の規定により読み替えられた規定にあっては、同条の規定による読替え後のものとする。以下この条において同じ。）			